

第2期
出水市子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月

出水市

はじめに

近年、核家族化や少子化の進行、地域コミュニティ意識の希薄化、共働き世帯の増加、児童虐待の深刻化等、子育て世帯や子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子育てに関する不安や孤立感を和らげ、親としての成長を支援すると共に、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で子育てを支援していくことが重要となっています。

本市では、平成27年3月に「出水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会を目指し、様々な取組を進めてきました。この間、平成29年10月に「子育て支援センター」と「子育て世代包括支援センター」の2つの機能を有する「子育て支援室」を新たに開設し、親子のふれあいや子育て世代の交流の場の提供、妊娠・出産・育児等に関する情報提供や相談・支援、関係機関との連絡調整等を行ってきました。また、このほか、鶴の恩返し奨学金貸与制度の創設、育児用品購入券交付事業の導入、出水市安心サポートセンターの開設等も行ってきたところです。

令和元年度が出水市子ども・子育て支援事業計画の最終年度となっていることから、国や県の動向、子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化等を踏まえ、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等に基づき、この度、令和2年度を初年度とする5か年計画「第2期出水市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた子どもの貧困対策を総合的に推進するための支援計画や、母子保健計画を内包した計画となっています。

本計画に基づき、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図って参りますので、計画の推進に対し、市民の皆様の今後一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定に当たり貴重な御意見や御提言を賜りました出水市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子育てに関するアンケート調査に御協力いただきました市民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和2年3月

出水市長 榎 本 伸 一

目 次

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
第2節 計画の概要.....	3
1 計画の対象となる者.....	3
2 計画の期間.....	3
3 策定体制.....	3

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 我が国における少子化の状況.....	4
1 少子化の現状.....	4
2 少子化の要因と背景.....	5
3 国の動き.....	7
第2節 本市における少子化の現状.....	9
1 少子化の現状.....	9
2 世帯の状況.....	11
3 女性の年齢階層別労働力率.....	12
4 将来人口の推計.....	13
第3節 子ども・子育て支援事業計画の評価と課題.....	16
1 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	16
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	16
第4節 子育てに関するアンケート調査の概要.....	19
1 調査の概要.....	19
2 調査結果.....	20
3 自由意見.....	30
第5節 出水市における子ども・子育て支援の課題.....	33
1 少子化の進行.....	33
2 安心して子どもを育てることができる地域環境づくり.....	33
3 待機児童の解消.....	33
4 仕事と子育ての両立.....	33

第3章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念.....	34
第2節 基本的視点.....	35
1 子どもの最善の利益を尊重する.....	35
2 子どもの育ちを支援する.....	35

3	利用者の立場に立つ.....	36
4	社会全体で子育て支援を行う.....	36
5	仕事と生活の調和の実現を目指す.....	36
6	地域における社会資源を効果的に活用する.....	36
7	サービスの量・質を向上させる.....	36

第4章 量の見込みと確保方策

第1節	量の見込みの算出.....	37
1	基本の計算方法.....	37
2	推計児童数.....	38
3	家庭類型の分類.....	38
第2節	各年度における量の見込みと確保方策.....	39
1	教育・保育提供区域の設定.....	39
2	教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	39
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	42

第5章 施策の概要

第1節	施策の体系.....	50
第2節	基本方針及び取組事業.....	51
基本方針1	幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の充実.....	51
基本方針2	地域における子育ての支援.....	55
基本方針3	母親、乳幼児等の健康の確保及び増進.....	60
基本方針4	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	66
基本方針5	子育てを支援する生活環境の整備.....	73
基本方針6	職業生活と家庭生活との両立の推進.....	75
基本方針7	子どもの安全の確保.....	76
基本方針8	要保護児童への対応等、きめ細やかな取組の推進.....	78
基本方針9	家庭の状況に寄り添った支援事業の推進.....	80
基本方針10	子どもの貧困対策の推進.....	83
基本方針11	子育て情報の提供.....	85

第6章 計画の推進及び進行管理

第1節	計画の推進.....	86
第2節	計画の進行管理.....	86

資料編

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

1 策定の趣旨

我が国においては、急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されました。平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

そうした中で、これまでの子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題等の解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

また、平成29年6月には「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、保育の更なる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図るとされています。その他にも、児童福祉法の改正に伴い、子どもの権利擁護の推進、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速かつ確かな対応に関する体制強化等を推進することが追記されました。さらに、令和元年10月から、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所・認定こども園・幼稚園等の費用を無償化する措置が開始されました。

本市においては、母子保健計画を内包し、「出水市次世代育成支援対策行動計画（後期）」の考え方を継承した「出水市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から令和元年度まで）を策定し、子育てをしている家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、また、次世代を担う子どもたちが社会の一員として、安全で充実した教育環境の中で心身共に健やかで人間性が豊かに育つ社会の実現を目指して、これまで各種施策の推進を図ってきました。

今後、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、子育て支援事業を一層促進させるため、「第2期出水市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付けます。国から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、出水市次世代育成支援対策行動計画（後期）の考え方を継承しつつ、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取組を推進します。

策定に当たっては、本市の上位計画である「第二次出水市総合計画」をはじめとする各種関連計画との整合性を図りました。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

また、本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律及び子どもの貧困対策に関する大綱に基づき、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた子どもの貧困対策を総合的に推進するための子どもの貧困対策計画や、母子保健計画を内包した計画となっています。

第2節 計画の概要

1 計画の対象となる者

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行うこととします。

2 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
出水市 子ども・子育て支援事業計画					第2期出水市 子ども・子育て支援事業計画				

3 策定体制

(1) 出水市子育てに関するアンケート調査

計画の策定に先立ち、第2期計画期間内における本市の教育・保育事業の事業量を見込むため、「出水市子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 出水市子ども・子育て会議

本計画は、保護者への子ども・子育てに関するニーズ調査を実施して、子育て支援に関するサービスの利用状況や利用意向の把握を行い、出水市子ども・子育て会議の委員の意見を踏まえて策定しました。

※ 「出水市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき設置した市内の学識経験者や保護者、関係団体等からの推薦者で構成される附属機関です。

(3) パブリック・コメントの実施

計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様からの意見の反映に努めました。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

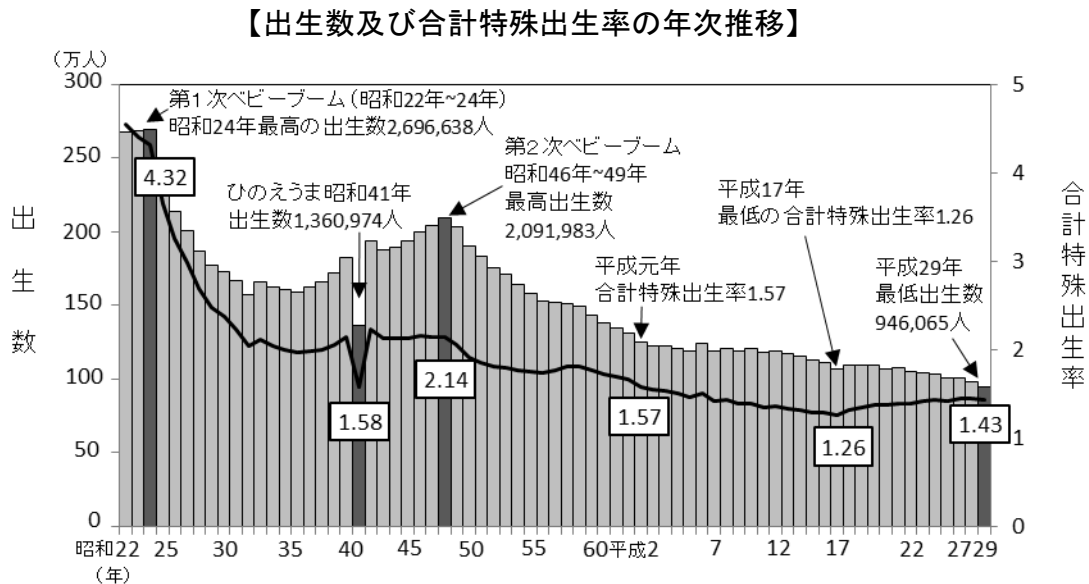
第1節 我が国における少子化の状況

1 少子化の現状

(1) 出生数、*合計特殊出生率の推移

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約210万人でしたが、昭和50年に200万人、昭和59年には150万人を割り込み、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向となっており、平成29年は94万6,065人となり、前年に続いて100万人を割り込みました。

一方、合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。平成元年には、それまで最低であった昭和41年の1.58を下回る1.57を記録し、さらに、平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みました。近年は微増傾向が続いていますが、平成29年は1.43と前年より0.01ポイント下回りました。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

*合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の1年間の年齢別出生率を合計したもので、年次比較、国際比較、地域比較に用いられています。

(2) 総人口の減少

「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、我が国の総人口は、平成22年の1億2,806万人から長期の人口減少過程に入り、令和7年の1億2,254万人を経て、令和37年には1億人を割って9,744万人となり、令和47年には8,808万人になると見込まれています。

2 少子化の要因と背景

(1) 未婚化の進行

平成27年の国勢調査によると、30歳から34歳までの区分では、男性はおよそ2人に1人（47.1%）、女性はおよそ3人に1人（34.6%）が未婚であり、35歳から39歳までの区分では、男性はおよそ3人に1人（35.0%）、女性はおよそ4人に1人（23.9%）が未婚となっています。長期的にみると未婚率は上昇傾向が続いていますが、男性の30歳から34歳まで、35歳から39歳までの区分、女性の30歳から34歳までの区分においては、前回の平成22年の国勢調査からおおむね横ばいとなっています。

(2) 晩婚化、晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、平成29年で男性が31.1歳、女性が29.4歳と上昇傾向が続いており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。また、出産時の母親の平均年齢をみると、平成29年では第1子が30.7歳となっています。

(3) 出産、子育てをめぐる状況

ア 出産に対する意識

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、夫婦に尋ねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、2.32人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）は、2.01人となっています。

平均理想子ども数を持たない理由として最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」で、次が「高齢で産むのはいやだから」となっています。

イ 若い世代等の所得の伸び悩み

平成29年の所得分布を平成9年と比べると、20歳代では150万円未満の雇用者の割合が増加しており、30歳代では100以上400万円未満の雇用者の割合が増加しています。このことから、若い世代の所得分布は、低所得層にシフトしていることが分かります。

ウ 就労形態等による家族形成状況の違い

就労形態と結婚の関係をみると、非正規雇用者の有配偶率は低く、30歳から34歳までの男性において非正規雇用者の有配偶率が正規の職員の半分以下となっている等、就労形態の違いにより家庭を持つ割合が大きく異なっています。

エ 出産・子育てをめぐる女性の就労継続

女性の就労をめぐる環境をみると、第1子を出産した既婚女性で、出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、これまで4割前後で推移してきましたが、平成22年から平成26年までに第1子を出産した既婚女性では、53.1パーセントと大幅に上昇しています。また、同じく第1子を出産した既婚女性で、出産前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合も上昇してきており、平成22年から平成26年までに第1子を出産した既婚女性では39.2パーセントとなっています。

オ 子育て世代の男性の長時間労働

年齢別男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合をみると、平成30年において子育て期である30歳代が13.7パーセント、40歳代が14.4パーセントと最も高い値となっています。

3 国の動き

(1) これまでの国の動き

我が国では、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進行に伴う地域とのつながりの希薄化等、地域・家庭を取り巻く環境の変化に対し様々な対策が講じられてきました。近年では、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月には「幼児教育・保育の無償化」の実施等により、更なる保育・教育施策の推進に向けた取組が行われてきました。

【国におけるこれまでの取組】

年度	関連計画・ビジョン等
平成6年度(1994)	・エンゼルプラン策定
平成7年度(1995)	・緊急保育対策5か年事業(～H11年度)
平成11年度(1999)	・新エンゼルプラン策定
平成13年度(2001)	・仕事と子育ての両立支援の方針(待機児童ゼロ作戦等)閣議決定
平成14年度(2002)	・少子化対策プラスワン
平成15年度(2003)	・次世代育成支援対策推進法制定 ・少子化社会対策基本法施行
平成16年度(2004)	・少子化社会対策大綱閣議決定 ・子ども・子育て応援プラン少子化社会対策会議決定
平成18年度(2006)	・新しい少子化対策について少子化社会対策会議決定 ・認定こども園制度スタート
平成19年度(2007)	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略少子化社会対策会議決定
平成20年度(2008)	・新待機児童ゼロ作戦について厚労省発表
平成22年度(2010)	・子ども・子育てビジョン閣議決定 ・子ども・子育て新システム検討会議
平成24年度(2012)	・子ども・子育て関連3法公布 ・子ども・子育て新システムの基本制度少子化社会対策会議決定
平成25年度(2013)	・子ども・子育て会議設置
平成26年度(2014)	・子供の貧困対策に関する大綱の閣議決定
平成27年度(2015)	・子ども・子育て支援新制度スタート
平成28年度(2016)	・ニッポン一億総活躍プランの決定 ・子ども・子育て支援法の改正
平成29年度(2017)	・子育て安心プラン策定
平成30年度(2018)	・新・放課後子ども総合プラン策定

(2) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、保育所・幼稚園・認定こども園等の費用の無償化が開始されました。

【幼児教育・保育無償化の対象範囲】

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償（預かり保育は対象外）	無償（預かり保育は、月額上限11,300円 ^{※3} まで無償）
幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設）	月額25,700円を上限に無償（預かり保育は対象外）	月額25,700円を上限に無償（預かり保育は、月額上限11,300円 ^{※3} まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	（無償化の対象外）	月額37,000円 ^{※3} を上限に無償（他の認可外保育施設等との併用が可能）

※1 「認可外保育施設」（企業主導型保育事業を除く）が無償化の対象となるためには国が定める指導監督基準を満たす必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となります（猶予期間を設けない条例を定めた場合を除く）。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業施設、認定保育施設・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業等をいいます。

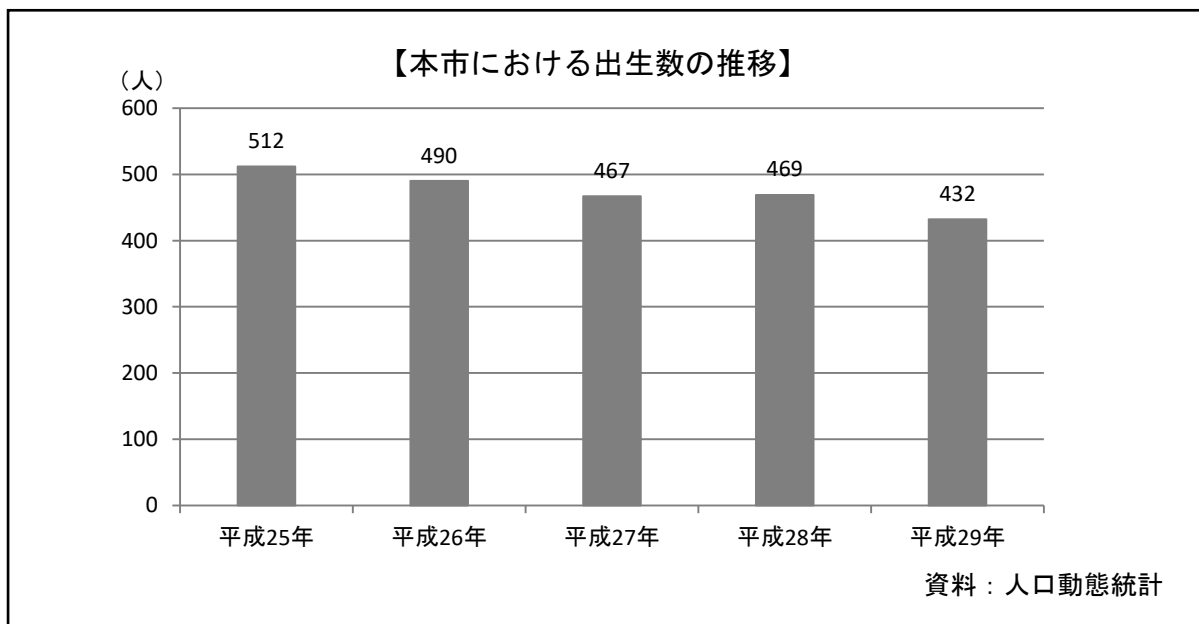
※3 金額（11,300円又は37,000円）は、3歳から5歳までの児童の場合の無償化上限額です。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となります。

第2節 本市における少子化の現状

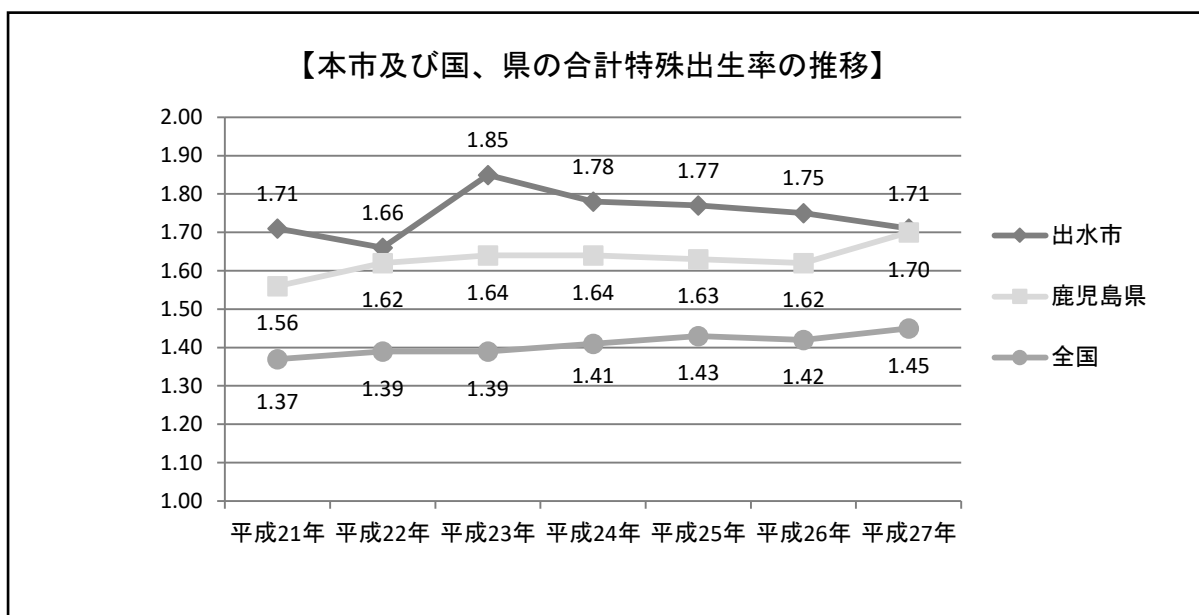
1 少子化の現状

(1) 出生数の推移

本市における出生数は、減少傾向にあり、平成29年には432人となっており、平成25年と比べると80人減少しています。

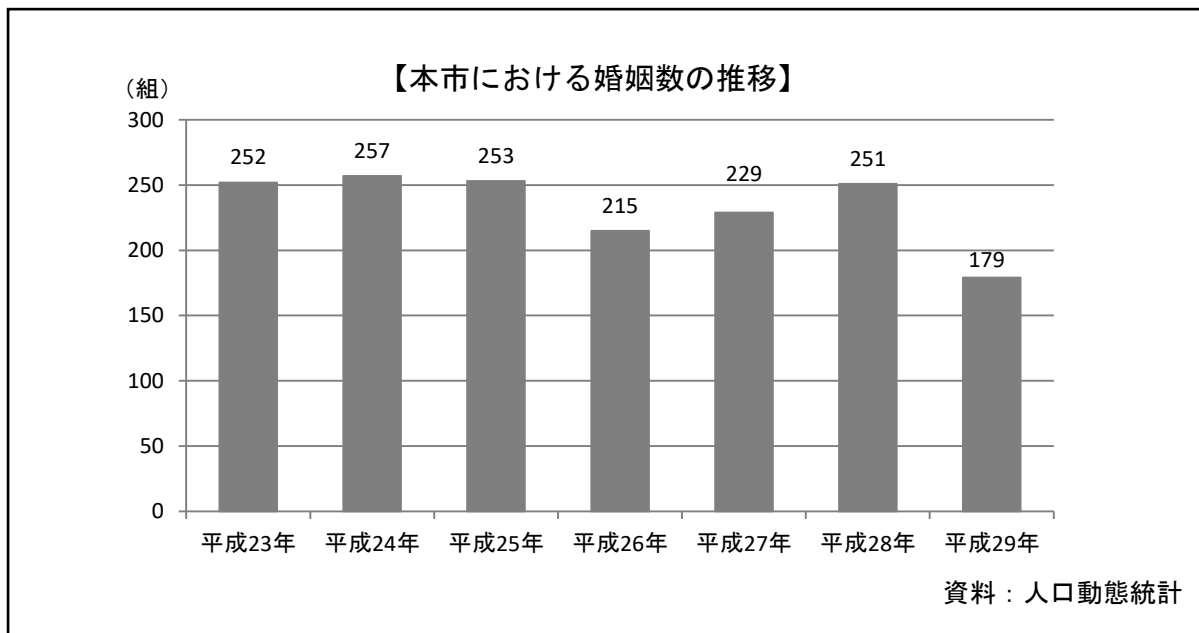


本市の合計特殊出生率は、平成23年には1.85まで上昇しましたが、平成24年以降は減少傾向となっています。平成27年は1.71となっていますが、全国の1.45及び鹿児島県の1.70は上回っている状況です。



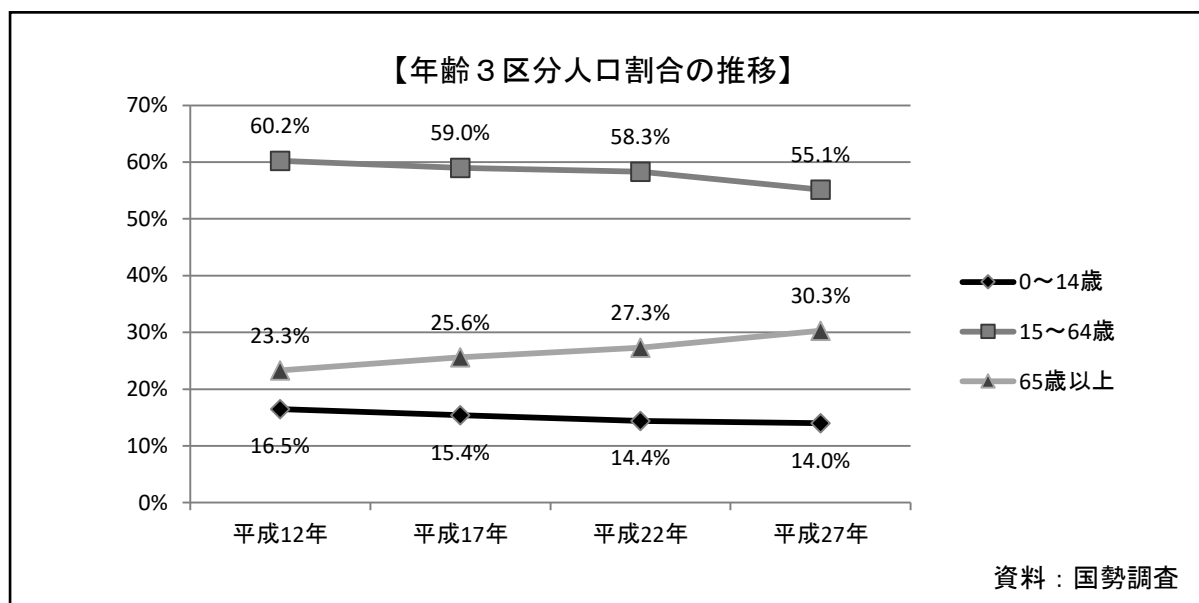
(2) 婚姻数の推移

本市における婚姻数は、平成25年までは250組以上を維持していましたが、平成26年には215組に減少しています。その後、増加傾向にありましたが、平成29年には減少し179組となっています。



(3) 年代別人口

0歳から14歳までの人口は、減少の一途をたどっており、人口に占める割合は平成12年の16.5パーセントが平成27年には14.0パーセントまで低下しています。



注 平成12年と平成17年の数値は、旧出水市、旧高尾野町、旧野田町の数値を合計したものです。

(4) 教育・保育認定者数

本市の教育・保育認定者数は、平成27年と平成30年を除き、2,000人を超えています。待機児童数は、平成27年には67人でしたが、定員の拡充等により令和元年には2人となっています。

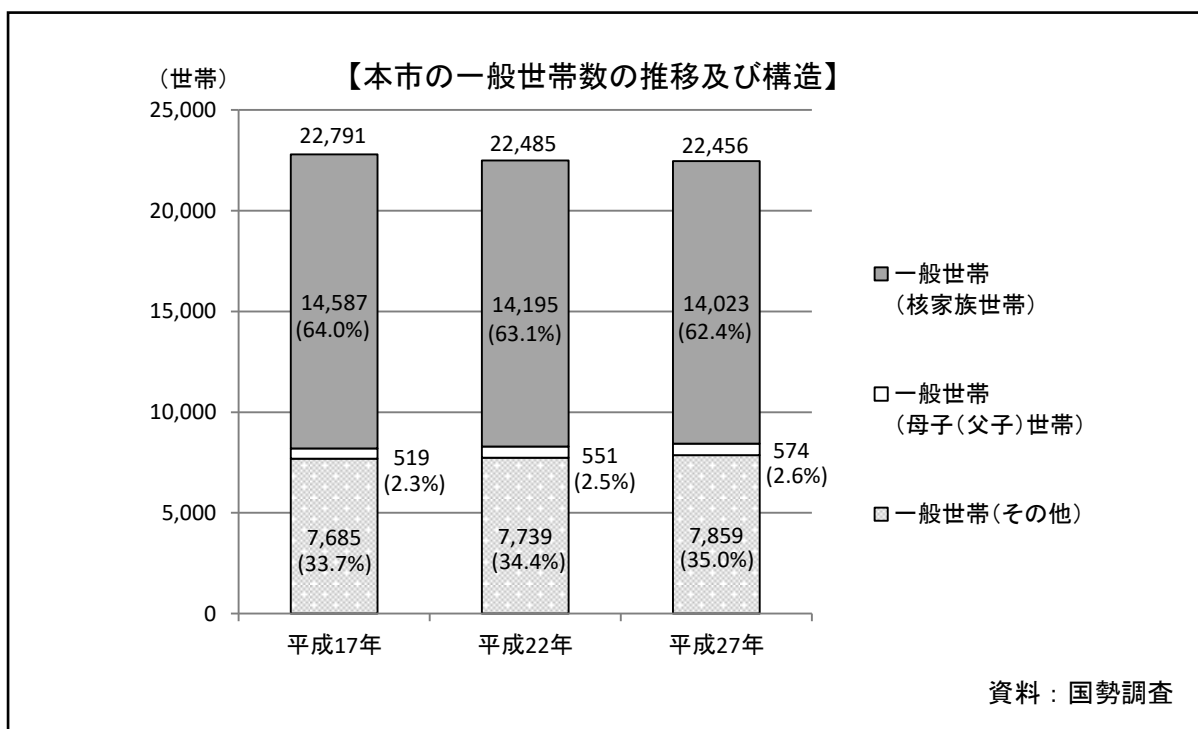
【教育・保育認定者数】

(単位：人)

区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
支援認定者 A	人	1,977	2,076	2,078	1,987	2,074
1号認定	人	377	384	387	359	448
2号認定	人	979	1,007	986	957	950
3号認定	人	621	685	705	671	676
保育所等利用者 B	人	1,896	1,964	2,002	1,975	2,060
未利用者数 (A-B)	人	81	112	76	12	14
うち待機児童数	人	67	66	41	7	2

2 世帯の状況

本市の一般世帯数は、緩やかな減少傾向となっています。平成27年の世帯構造をみると、一般世帯のうち核家族世帯は1万4,023世帯であり、全世帯の62.4パーセントを占めています。また、母子(父子)世帯は、574世帯で、全世帯の2.6パーセントとなっています。

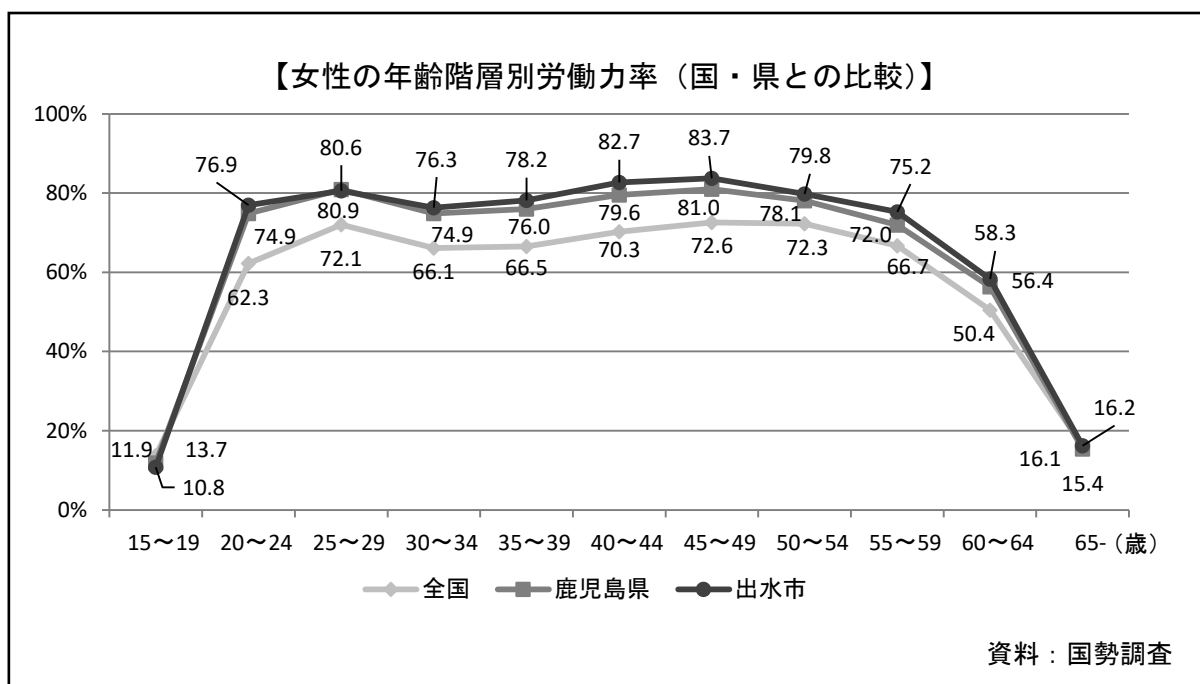


3 女性の年齢階層別労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、ほぼ県と同様の「M字カーブ」を描いていることがわかります。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。本市及び県の「25歳～29歳」の労働力率の「M字カーブ」は、国より高い数値で推移しており、これは、夫婦共働きの割合や出産後も仕事を続ける女性の割合が国に比べるとやや高いことを示しています。

また、「25歳～29歳」から「30歳～34歳」までの労働力率を比べると、平成22年が76.7パーセントから73.2パーセントの3.5ポイント低下、平成27年では80.6パーセントから76.3パーセントの4.3ポイント低下となっています。

働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もいます。現在、働いている又は働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境の整備をより推進していく必要があります。



女性の年齢階層別労働力率（出水市）

(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-60	60-64	65-
H22年	9.4	78.0	76.7	73.2	75.9	79.3	78.7	78.9	69.5	50.7	13.0
H27年	10.8	76.9	80.6	76.3	78.2	82.7	83.7	79.8	75.2	58.3	16.2

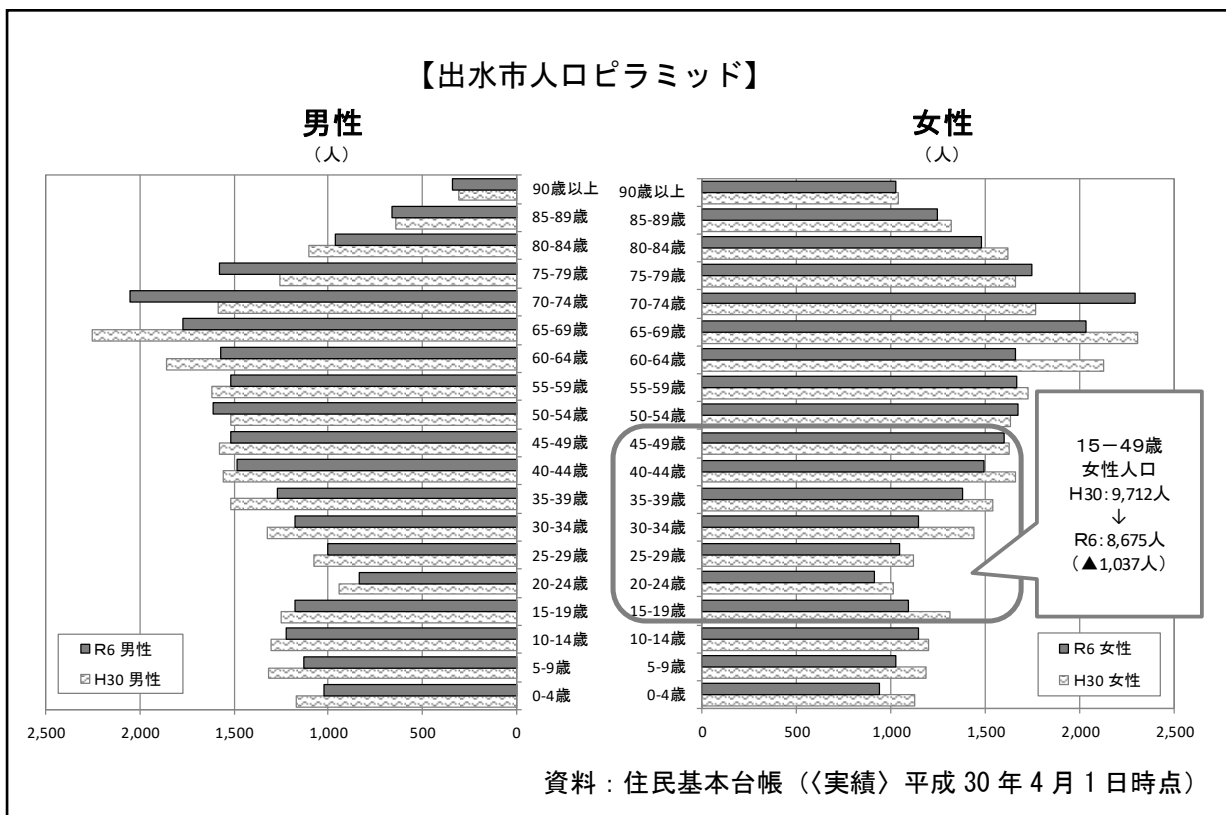
4 将来人口の推計

推計人口は、住民基本台帳による年齢別人口（平成26年から平成30年までの各年4月1日現在のもの）を使用し、推計を行いました。

(1) 人口ピラミッド

平成30年度（実績）と令和6年度（推計）の性別5歳階級別の人口ピラミッドは下図のとおりになります。

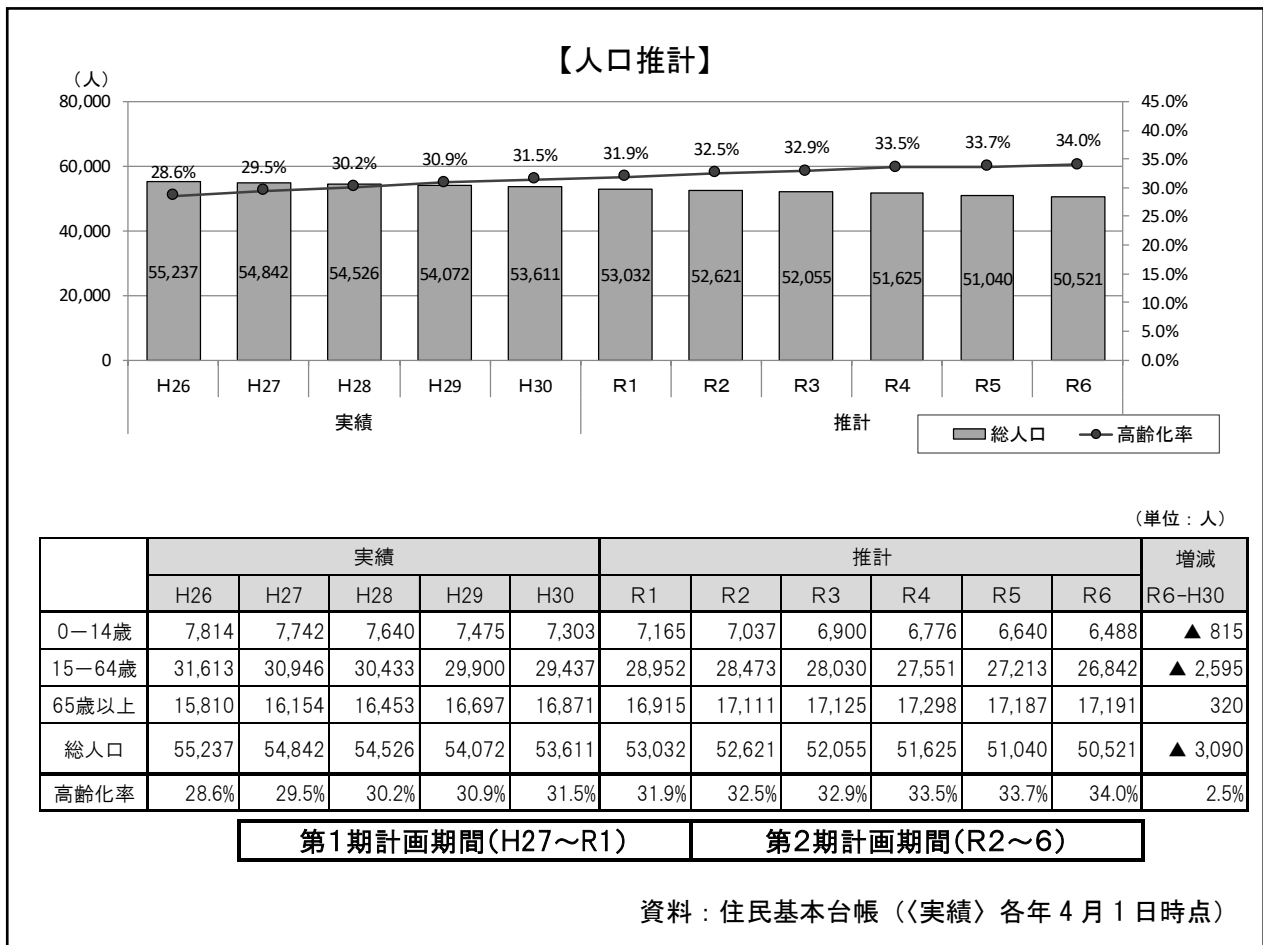
合計特殊出生率の算定対象である15歳から49歳までの女性人口は、この6年間で1,037人減少するものと見込まれます。



(2) 人口推計

総人口は、平成30年（4月1日現在）の5万3,611人から緩やかに減少し、第2期出水市子ども・子育て支援事業計画最終年度の令和6年には5万521人と、約3,000人程度減少する見込みとなっています。

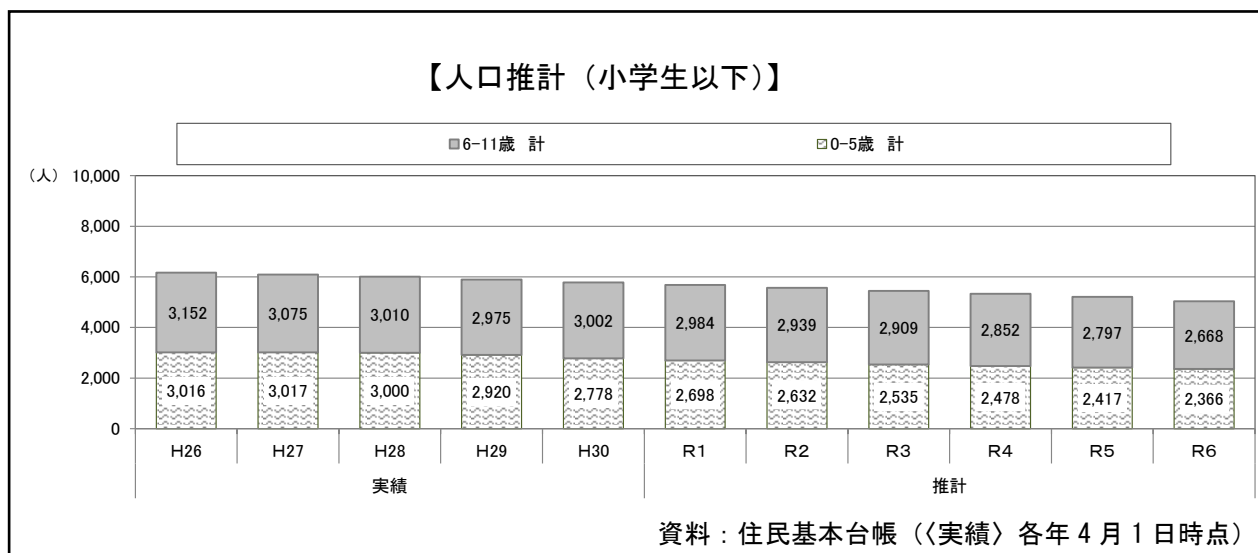
年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の減少が著しく、平成30年から令和6年の6年間で2,595人減少する見込みです。老年人口（65歳以上）は同期間中に320人増加となっており、高齢化率が2.5ポイント上昇し34.0パーセントに達する見込みです。



(3) 小学生以下の人口推計

就学前児童（0歳から5歳まで）は、母親年齢階級別人口（15歳から49歳までの女性人口）の減少等により、平成30年（4月1日現在）の2,778人から令和6年の2,366人へと約400人減少する見込みです。

小学生（6歳から11歳まで）は、平成30年（4月1日現在）の3,002人から令和6年の2,668人へと約300人減少する見込みです。



【人口推計（小学生以下）各年齢別】

（単位：人）

	実績					推計						増減 R6-H30
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	478	481	452	447	424	418	408	398	391	381	373	▲ 51
1歳	520	499	503	459	452	434	427	417	407	400	390	▲ 62
2歳	551	508	492	502	454	447	430	423	413	403	396	▲ 58
3歳	484	550	507	467	492	444	437	421	414	404	394	▲ 98
4歳	479	490	554	503	469	493	445	438	422	415	405	▲ 64
5歳	504	489	492	542	487	462	485	438	431	414	408	▲ 79
6歳	516	517	496	486	546	489	464	487	440	433	416	▲ 130
7歳	499	509	510	489	484	541	484	459	482	435	428	▲ 56
8歳	511	497	504	507	489	481	538	481	456	479	432	▲ 57
9歳	516	507	487	497	501	482	474	530	474	450	472	▲ 29
10歳	532	512	505	489	492	499	480	472	528	472	448	▲ 44
11歳	578	533	508	507	490	492	499	480	472	528	472	▲ 18
0-5歳計	3,016	3,017	3,000	2,920	2,778	2,698	2,632	2,535	2,478	2,417	2,366	▲ 412
0-2歳計	1,549	1,488	1,447	1,408	1,330	1,299	1,265	1,238	1,211	1,184	1,159	▲ 171
3-5歳計	1,467	1,529	1,553	1,512	1,448	1,399	1,367	1,297	1,267	1,233	1,207	▲ 241
6-11歳計	3,152	3,075	3,010	2,975	3,002	2,984	2,939	2,909	2,852	2,797	2,668	▲ 334
6-8歳計	1,526	1,523	1,510	1,482	1,519	1,511	1,486	1,427	1,378	1,347	1,276	▲ 243
9-11歳計	1,626	1,552	1,500	1,493	1,483	1,473	1,453	1,482	1,474	1,450	1,392	▲ 91
合計 (0-11歳)	6,168	6,092	6,010	5,895	5,780	5,682	5,571	5,444	5,330	5,214	5,034	▲ 746

資料：住民基本台帳（〈実績〉各年4月1日時点）

第3節 子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

1 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1号認定	①実績	466	496	517	513
	②確保方策	785	830	812	825
	③過不足 (②-①)	319	334	295	312
2号認定	①実績	978	1002	847	937
	②確保方策	870	857	890	906
	③過不足 (②-①)	-108	-145	43	-31
3号認定	①実績	710	799	764	846
	②確保方策	535	569	591	627
	③過不足 (②-①)	-175	-230	-173	-219

【現状と課題】

2号認定・3号認定のニーズ量(実績)が確保方策を上回る状況となっています。安心して子どもを育てられる社会を実現させるためにも、ニーズに対する提供量の確保が必要です。

今後は、保育士の確保や老朽園舎の更新の際に定員の拡充を引き続き図り、また、保育の確保や地域型保育事業の環境整備等を行い、待機児童の解消を図る必要があります。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

■ 利用者支援事業

(単位：か所)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	0	0	1	1
②確保方策	0	0	1	1
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

(単位：人日)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	0	0	3,025	3,606
②確保方策	0	0	3,025	3,606
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）（単位：人日）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	2,454	2,669	1,617	1,791
②確保方策	2,454	2,669	1,617	1,791
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ 放課後児童健全育成事業（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	370	441	458	532
②確保方策	375	440	440	440
③過不足 (②-①)	5	-1	-18	-92

■ 地域子育て支援拠点事業（単位：人回）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	1,673	1,823	3,801	6,041
②確保方策	1,673	1,823	3,801	6,041
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ 妊婦健診（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	5,759	5,588	5,392	5,129

■ 乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	434	419	444	459

■ 養育支援訪問事業（単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	12	36	87	175

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人日）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	38	7	48	0
②確保方策	38	7	48	0
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業） （単位：人日）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	580	388	662	703
②確保方策	580	388	662	703
③過不足 (②-①)	0	0	0	0

■ 延長保育事業 （単位：人）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	253	243	240	245
②確保方策	650	631	688	698
③過不足 (②-①)	397	388	448	453

■ 病児・病後児保育事業 （単位：人日）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
①実績	0	0	494	578
②確保方策	0	0	2,320	2,320
③過不足 (②-①)	0	0	1,826	1,742

【現状と課題】

本市では、平成29年10月に子育て支援室を開設しました。子育て支援室は、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）と子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）の2つの機能を有し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、親子のふれあいや子育て世代の交流の場の提供、妊娠・育児等に関する情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行っており、本市の子育てに関する中心的役割を担っています。今後も更に利用しやすい体制の整備や、施設の整備・拡充を図る必要があります。

このほか、ほとんどの事業で過不足なく実施することができていますが、「放課後児童健全育成事業」は確保方策を上回るニーズ量（実績）となっています。今後は、ニーズに対応するために受け皿やサービスの拡充が必要になります。

第4節 子育てに関するアンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査対象者

- ①就学前児童の保護者：800世帯
- ②小学校低学年（1年生から3年生まで）の保護者：200世帯
- ③小学校高学年（4年生から6年生まで）の保護者：200世帯

(2) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回収率
就学前児童の保護者	800件	361件	45.1%
小学校低学年の保護者	200件	70件	35.0%
小学校高学年の保護者	200件	92件	46.0%

(3) 調査期間

平成31年2月19日（火）から平成31年3月15日（金）まで

(4) 調査方法

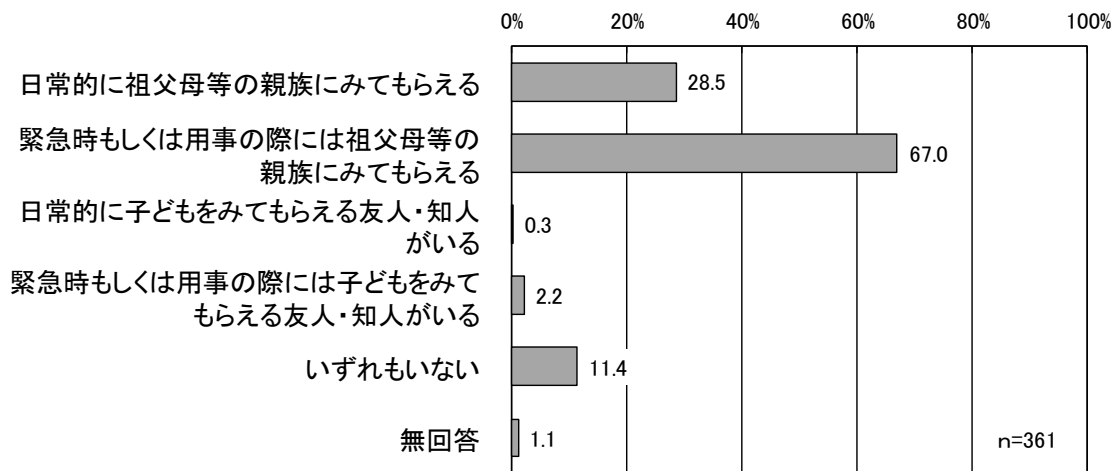
郵送による配布・回収

2 調査結果

(1) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、大半の保護者は日常的又は緊急時に子どもをみてもらうことができる環境にありますが、一定数（「いずれもない」：11.4パーセント）は子どもをみてもらうことができない状況となっています。

【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前児童の保護者）】

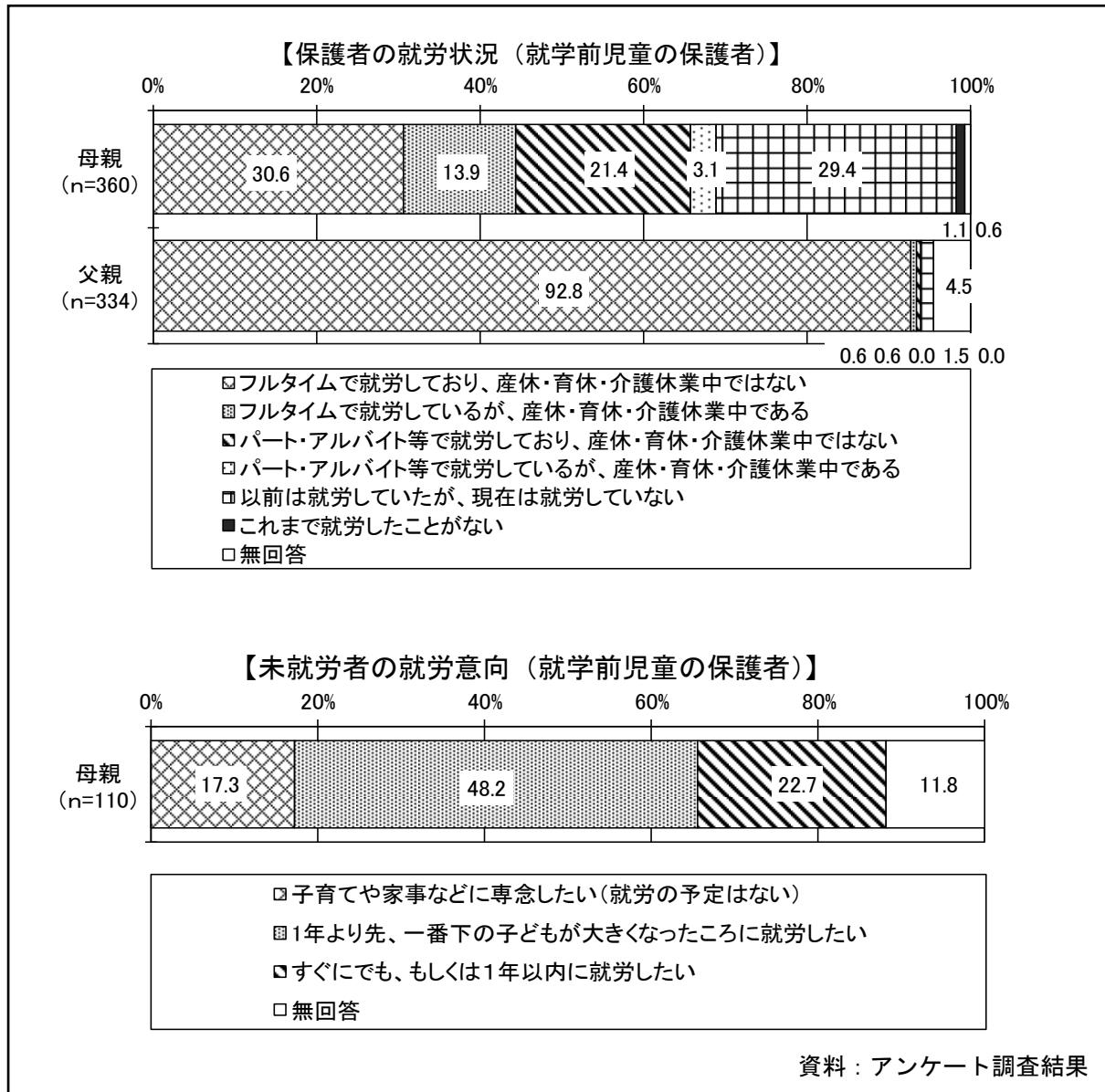


資料：アンケート調査結果



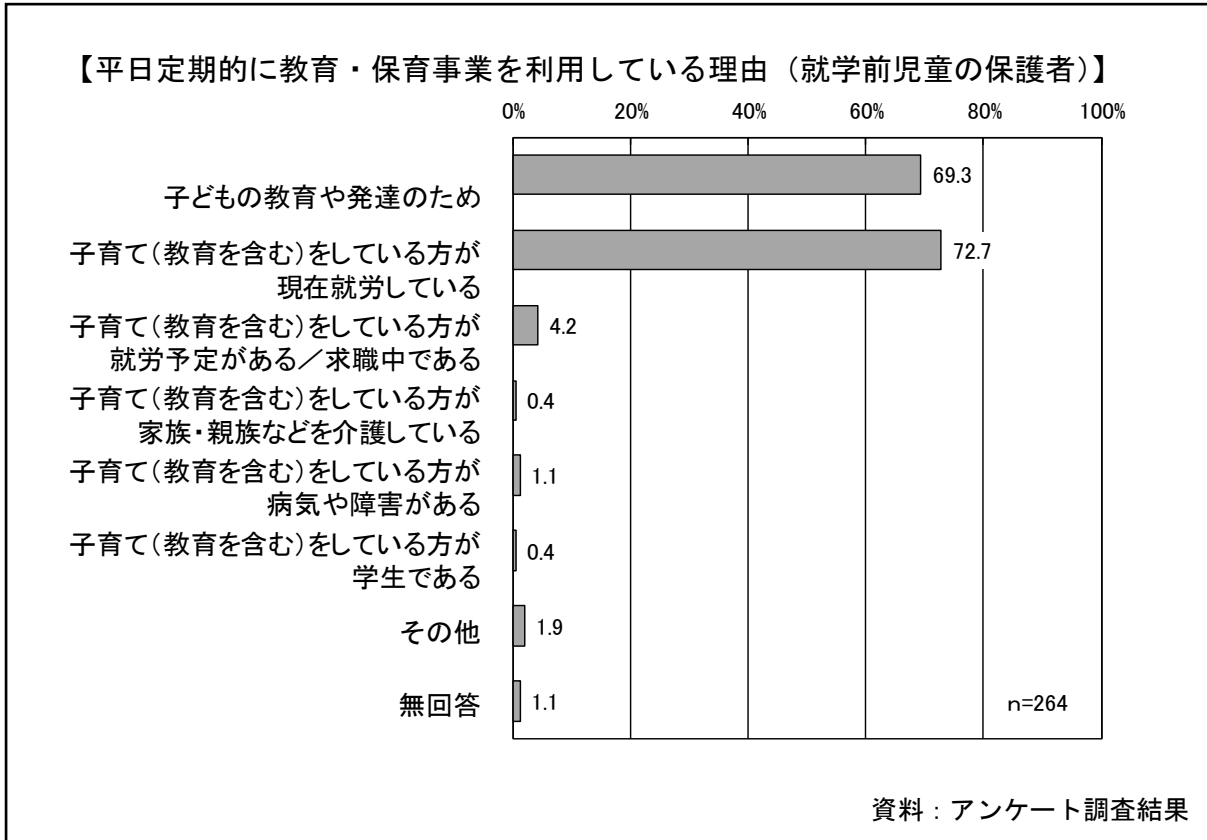
(2) 保護者の就労状況等

母親の就労状況については、就労している人（産休・育休・介護休業中を含む）は69.0パーセント、就労していない人は30.5パーセントとなっています。母親の未就労者に今後の就労意向を尋ねたところ、今後、就労したいという意向は70.9パーセントとなっており、子育てをしながら働きたいと考えている母親は多いと考えられます。



(3) 平日定期的に教育・保育事業を利用している理由

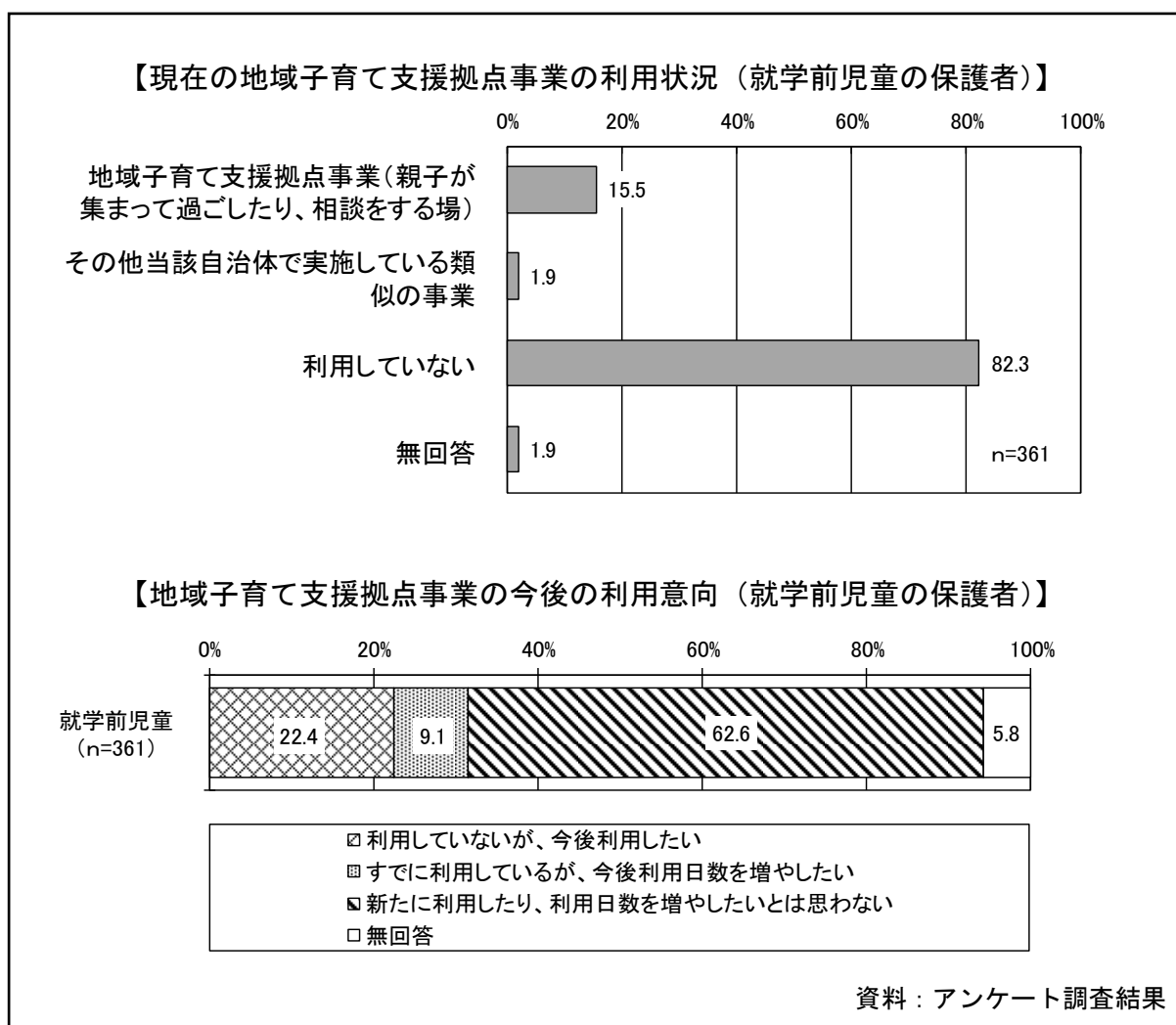
平日定期的に教育・保育事業を利用している理由については、「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が72.7パーセントと最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」が69.3パーセントで続いています。



(4) 現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況・利用意向

現在の地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が82.3パーセントと大半を占めています。本市の地域子育て支援拠点事業を利用している人は1割台半ば程度となっています。

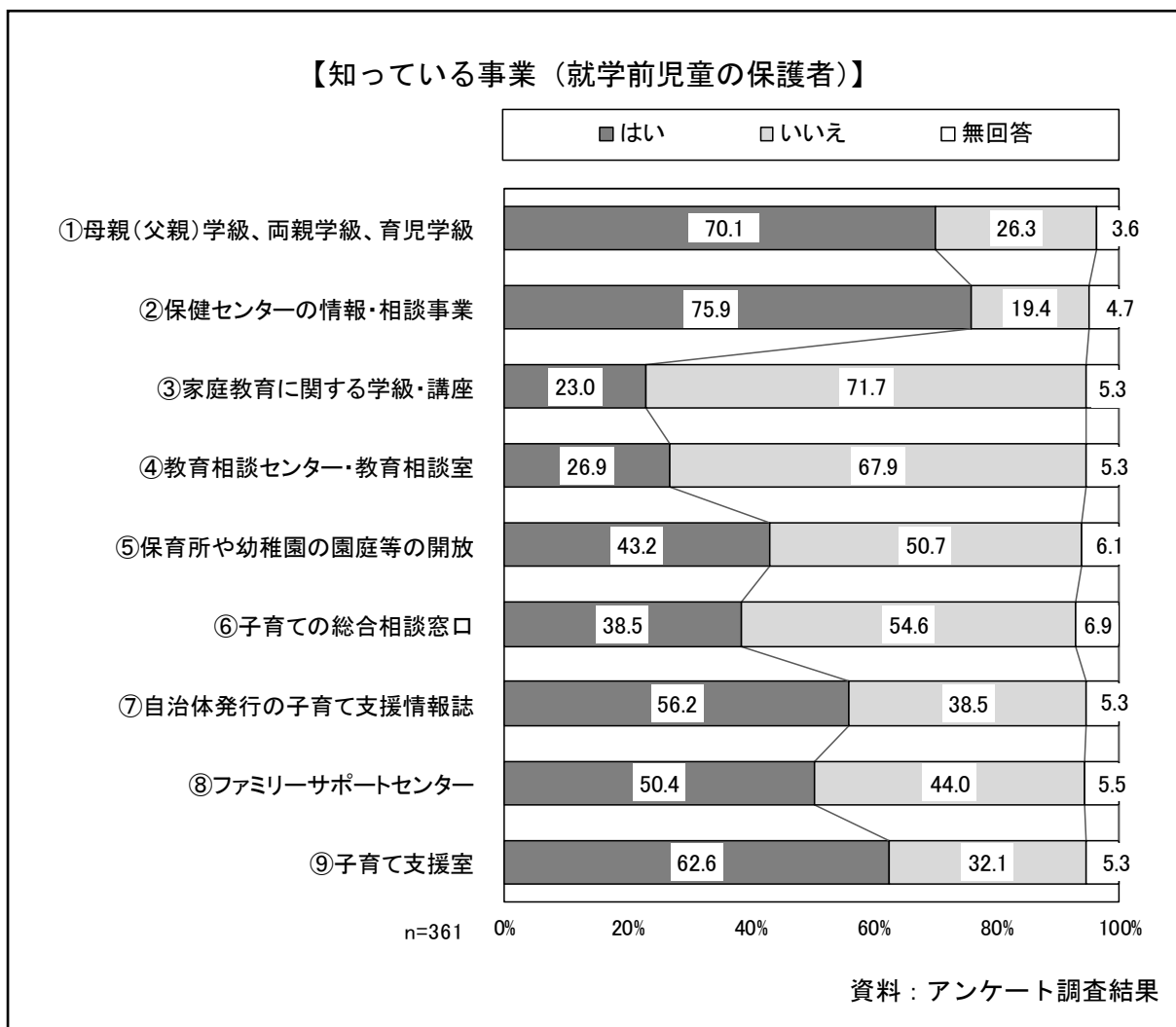
地域子育て支援拠点事業の今後の利用状況は、「新たに利用したい」「利用日数を増やしたい」との回答は31.5パーセントとなっています。3割程度の人が新たな利用、利用日数の増加を望んでいることから、地域子育て支援拠点事業の利用は今後増えてくると考えられます。



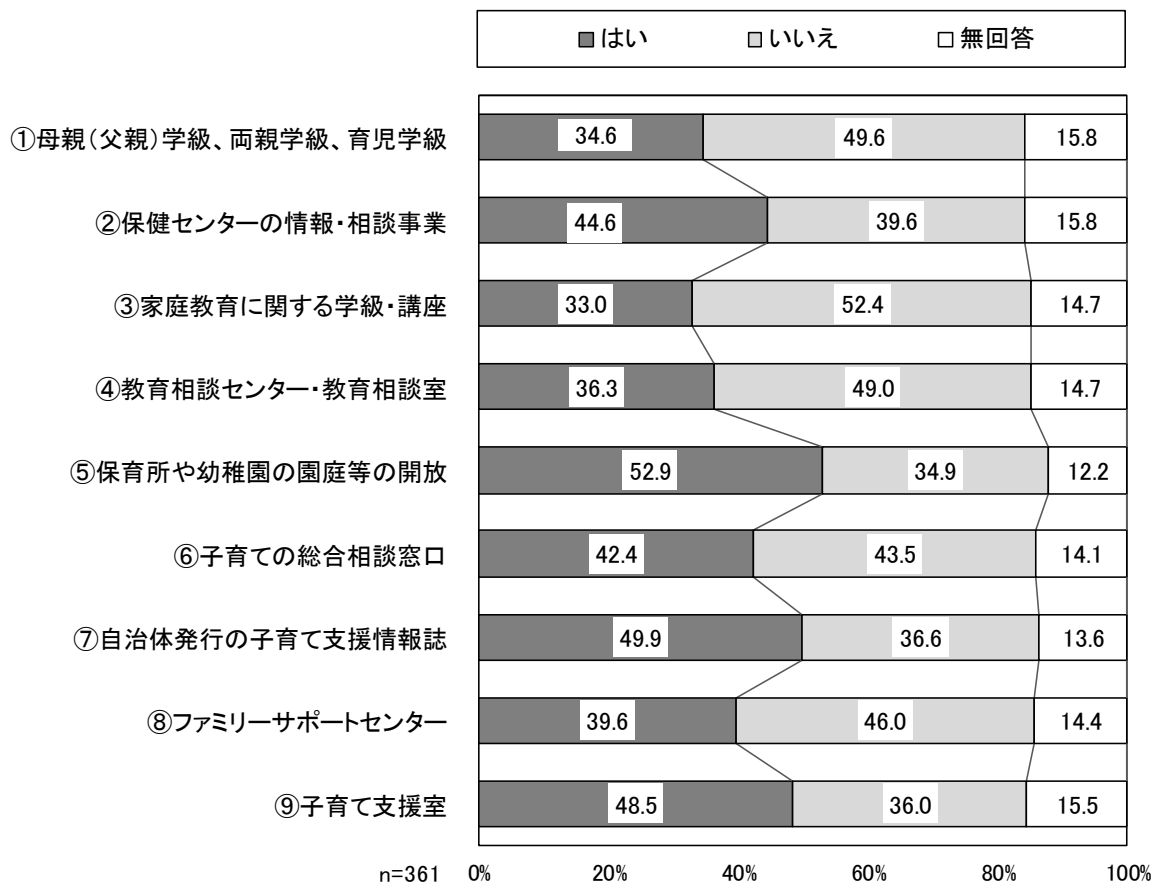
(5) 事業の認知度、利用意向

事業の認知度については、「③家庭教育に関する学級・講座」「④教育相談センター・教育相談室」「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」「⑥子育ての総合相談窓口」について知らないと回答した人の割合が半数を超えています。

今後、利用したい事業については、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」「⑦自治体発行の子育て支援情報誌」「⑨子育て支援室」の割合が多くなっています。現在、認知度が低い事業についても利用意向が高くなっていることから、今後は事業の周知・広報に努める必要があります。



【今後、利用したい事業（就学前児童の保護者）】

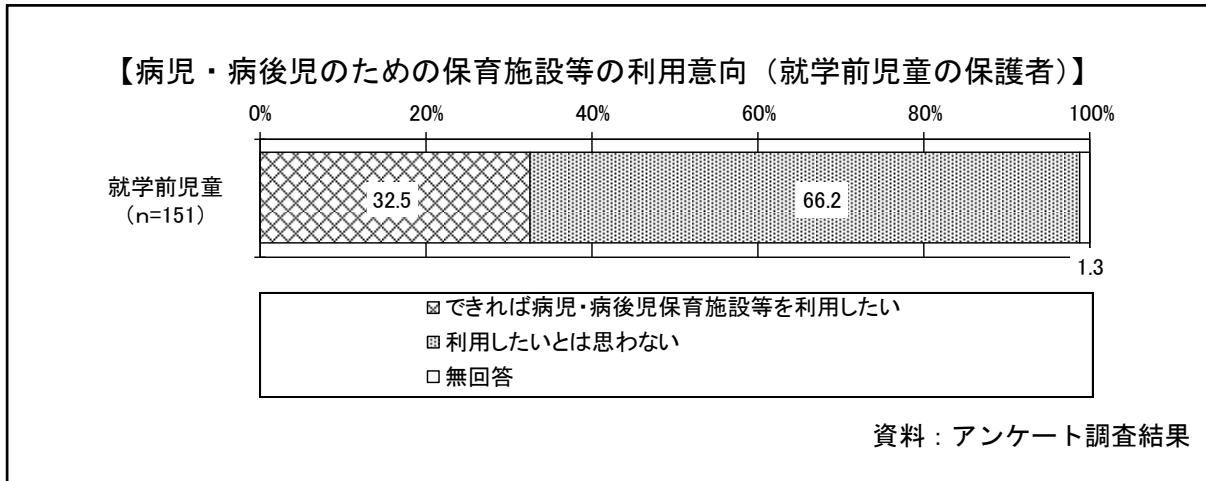


資料：アンケート調査結果

(6) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、利用したい割合は32.5パーセントとなっています。

前回のアンケート調査（平成25年度実施）では、利用したい割合は41.9パーセントでした。アンケート調査の結果からは利用者は少なくなるものと考えられますが利用者の利用回数等を考慮して、ニーズ量の確保に努める必要があります。

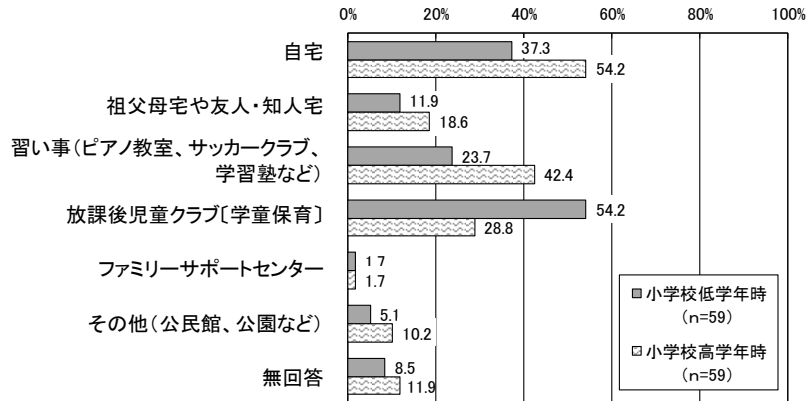


(7) 放課後に過ごさせたい、過ごしていた場所

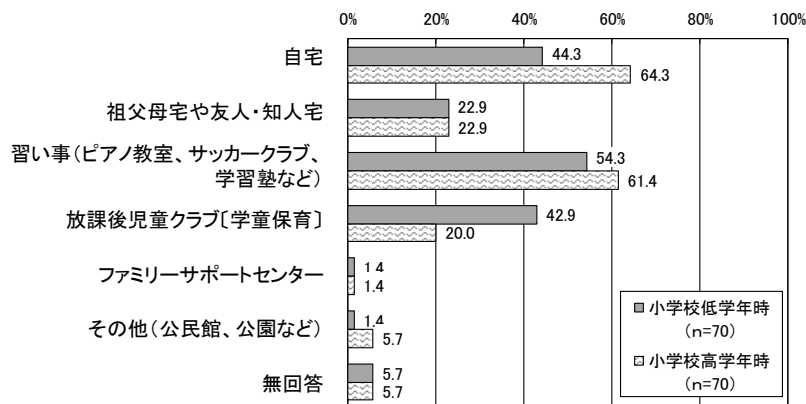
放課後に過ごさせたい、過ごしていた場所については、子どもの状況によって違いはありますが、「自宅」「習い事」「放課後児童クラブ」が多くなっています。

放課後児童クラブについては、就学前児童では過ごさせたい割合が多くなっているのに対し、小学校低学年、小学校高学年になるにつれて低くなっており、就学前児童の保護者の過ごさせたい意向としては高くなる傾向にあります。

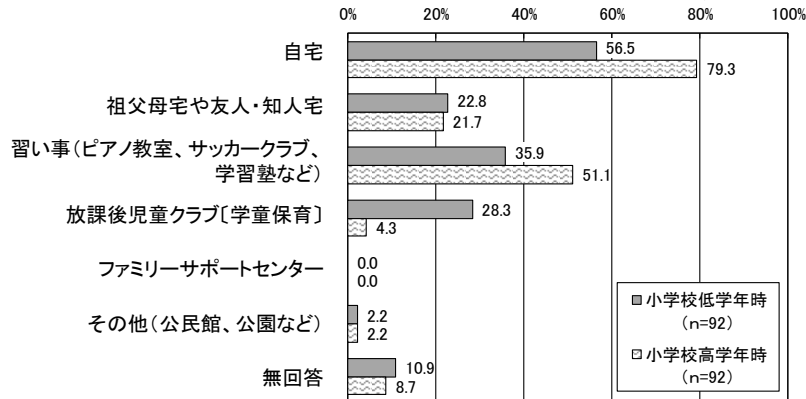
【放課後に過ごさせたい場所（就学前児童の保護者）】



【放課後に過ごさせたい場所（小学校低学年の保護者）】



【放課後に過ごさせたい場所（小学校高学年の保護者）】



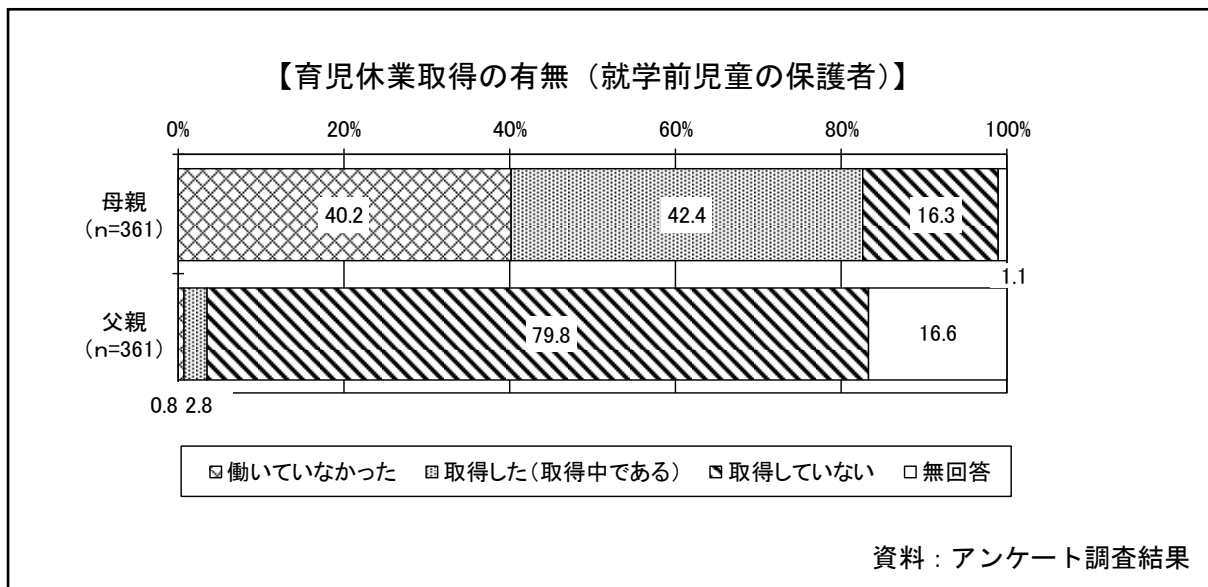
資料：アンケート調査結果

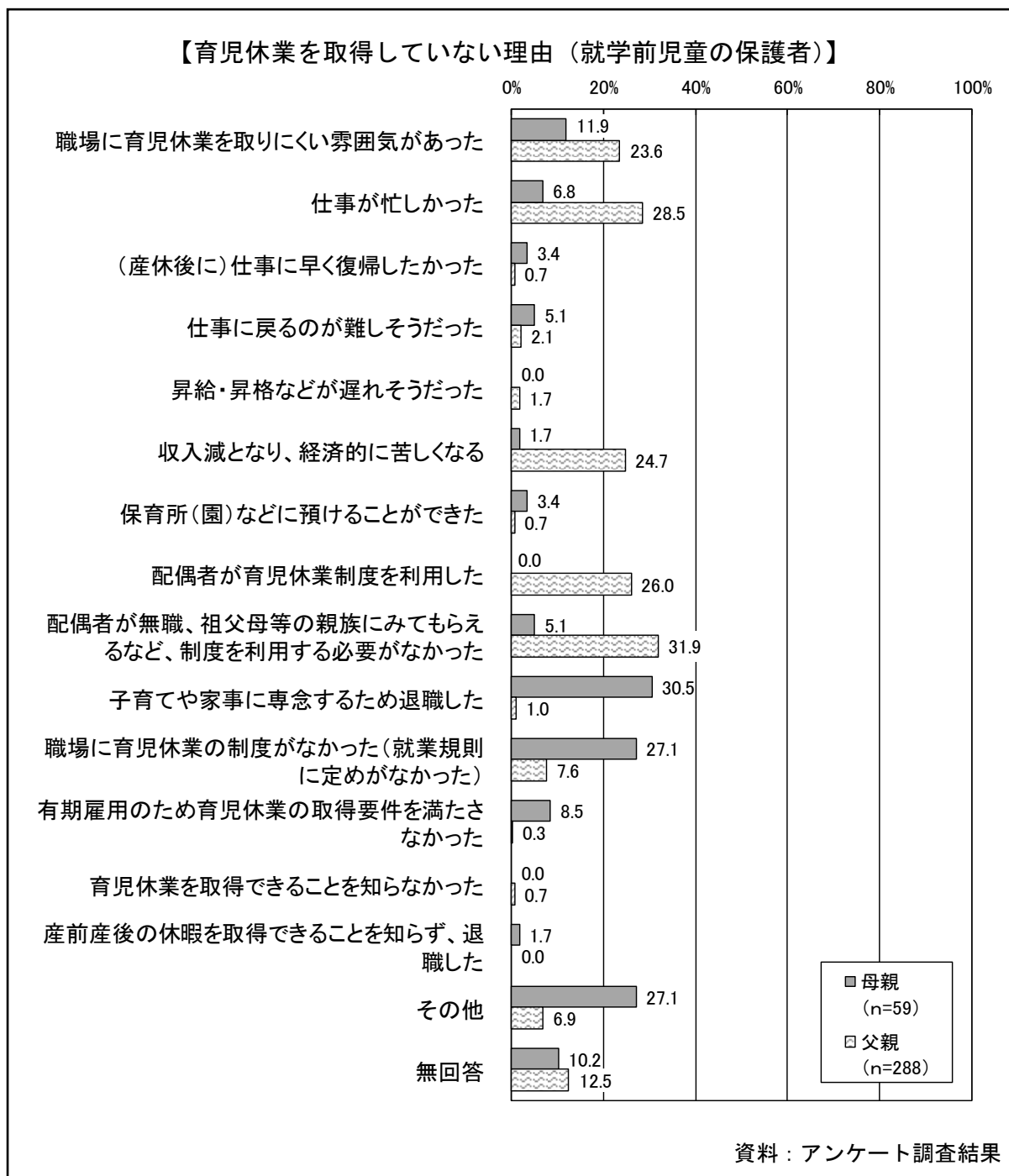
(8) 育児休業取得の状況

育児休業取得の有無については、育児休業を「取得した（取得中である）」母親は42.4パーセント、父親は2.8パーセントとなっています。育児休業を「取得していない」母親は16.3パーセント、父親は79.8パーセントとなっており、父親の育児休業取得率は低くなっています。

育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が多く、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「配偶者が育児休業制度を利用した」が多くなっています。

「職場に育児休業の制度がなかった」や「仕事が忙しかった」等の理由が挙げられており、仕事と家庭等の両立に関して職場等に意識改革に向けた啓発等を行う必要があります。





3 自由意見

教育・保育環境の充実等の子育て環境や支援に関する意見を記述式で尋ねました。

(1) 就学前児童の保護者

内容	件数
子育て支援	
経済的支援等を充実させてほしい（子宝祝い金を継続希望等）	24
緊急時を含めて子どもを預けて相談できる施設が欲しい	22
子育てに関する相談窓口や支援事業が不透明	21
平日以外も預けられる保育所や施設が欲しい	20
母親や子供のためのイベントを増やしてほしい	12
子どもの年齢に関係なく安価な病児保育施設が欲しい	11
子育て支援室が週末も開いてほしい	10
子育て応援券の使い道が限られていて不便	9
子育て支援センターに行きづらい	8
医療費の窓口払いをなくしてほしい	8
粉ミルク、オムツ券を増やしてほしい	7
出水市の支援が手厚いと感じている	7
出水市で行われている子育てに関するイベントカレンダーが欲しい	4
出水市内の習い事を紹介してほしい	4
こども課の対応に不満がある	4
ファミリーサポートセンターの利用が困難である	3
未就園児や子育てに関する講座を増やしてほしい	3
子どもの栄養等も考えたお総菜屋サービスが欲しい	3
不要な育児グッズ等を他の方へ提供できる場が欲しい	2
身近に海外の方と触れることのできる場が欲しい	2
健診に関する不満	2
施設等	
屋内で遊べる施設が欲しい	55
公園の整備・数を増やしてほしい	44
設備がしっかりした小児科の病院が近場に欲しい	10
イオン等のお店が近くにあると助かる	7
図書館にキッズスペースが欲しい	3

内容	件数
保育所・幼稚園・小学校	
保育所・幼稚園に入ることができず困っている・保育士を増やしてほしい	31
就園時間以外で子どもを預かってくれると助かる	20
放課後児童クラブの定員を増やしてほしい	6
保育所開放日を設けてほしい	5
給食の無料化をしてほしい	3
送迎バスがあったらよい	2
認定こども園を増やしてほしい	2
入園・入学前に各園・各校の説明会があれば良いと思う	2
入学したい小学校を自由に選択できるようにしてほしい	2
仕事・職場	
仕事の継続が困難	11
子育て中に働きやすい企業が少ない	8
その他	
保育の質の向上・情報提供の充実・母子保健相談の回数の増加 等	29

(2) 小学校低学年の保護者

内容	件数
子育て支援	
放課後児童クラブの定員を増やしてほしい	11
出水市の支援が手厚いと感じている	8
平日以外も預けられる施設が欲しい	6
経済的支援等を充実させてほしい	4
医療費の窓口払いをなくしてほしい	3
就学前に預けられる施設が欲しい	2
健診に関する不満	2
習い事に関する要望	2
小中連携して相互教育等を実施してほしい	2
子育てに関する相談窓口や支援事業が不透明	2
子どもの年齢に関係なく安価な病児保育施設が欲しい	2
緊急時を含めて子どもを預けて相談できる施設が欲しい	2
子どもが参加できるイベントが欲しい	2
施設	
公園の整備・数を増やしてほしい	4
屋内で遊べる施設が欲しい	1

内容		
仕事・職場		
仕事の継続が困難		1
子育て中に働きやすい企業が少ない		1
保育所・幼稚園・小学校		
保育所・幼稚園に入ることができず困っている・保育士を増やしてほしい		3
その他		
相談窓口の設置・託児付き市民講座の増加希望 等		6

(3) 小学校高学年の保護者

内容	件数
子育て支援	
経済的支援等を充実させてほしい	14
放課後児童クラブの定員を増やしてほしい	4
出水市の支援が手厚いと感じている	4
医療費の窓口払いをなくしてほしい	3
平日以外も預けられる保育所や施設が欲しい	2
緊急時を含めて子どもを預けて相談できる施設が欲しい	1
ファミリーサポートセンターの利用が困難	1
病児保育施設が欲しい	1
施設	
屋内で遊べる施設が欲しい	7
公園の整備・数を増やしてほしい	4
夜間に対応できる診療所があると安心	1
仕事・職場	
子育て中に働きやすい企業が少ない	3
保育所・幼稚園・小学校	
保育所・幼稚園に入ることができず困っている・保育士を増やしてほしい	3
その他	
子ども食堂の設置希望、いじめ防止対策の強化 等	8

第5節 出水市における子ども・子育て支援の課題

1 少子化の進行

出水市子ども・子育て支援事業計画期間中（平成27年度から令和元年度まで）の人口の推移をみると、生産年齢人口（15歳から64歳まで）の減少が著しく、それに伴って少子化が進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。

今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを生子、育てやすい環境づくり、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

2 安心して子どもを育てることができる地域環境づくり

アンケート調査の中で教育・保育環境の充実のための意見を尋ねたところ、「経済的な支援の充実」「屋内で遊べる施設が欲しい」「公園の整備」「保育所・幼稚園に入ることができなかった」等の意見が多く、また、「仕事の継続が困難」「学童の定員を増やしてほしい」等の意見も挙げられていました。教育・保育環境充実のための支援としては家庭環境や生活環境によって様々であるため、全ての子育て世帯が安心して子どもを育てやすい地域環境をつくるためにも、ニーズに応じた事業の受け皿の拡大、経済的な支援の実施等を必要に応じて検討していく必要があります。

3 待機児童の解消

本市では、女性の社会進出の増加による保育ニーズの増加等により、令和元年度は2人の待機児童が発生しています。

第2期出水市子ども・子育て支援事業計画では、保育士の確保策を検討するとともに、今後の少子化の進行も見据えつつ、安定的・継続的な供給ができる体制整備を行う等して、待機児童の解消を図る必要があります。

4 仕事と子育ての両立

本市では、子育て世帯の母親の7割弱が就労しており（産休・育休・介護休業中を含む）、未就労者でも今後就労したいという意向は7割を超えています。今後も女性の社会進出が進むにつれて、女性の就業率も増加するものと考えられます。

そのため、本市としても、仕事と子育てを安心して両立できるようにするために、子どもの居場所づくりや地域における様々な子育て支援サービスの情報提供及び子育てに関する相談体制の充実を図ります。

また、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな社会「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をより広く社会に浸透させていく必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

子どもを健全に育成し、社会に送り出すためには、育児の基本的な生活基盤である家庭において、家族の理解と協力により、お互いの子育てに対する負担の軽減を図るとともに、行政や地域社会をはじめ、企業、学校、保育所等の社会全体で子育て世帯を支えていくという共通認識と理解を深める必要があります。

また、近年、全国的に課題となっている子どもの貧困、児童虐待、待機児童問題は、本市においても同様に課題となっており、子どもたちが安心して健やかに成長できる社会や子育てができる社会を整えるためにも、関係機関が連携し、共に課題解決に向けて取り組む必要があります。

本計画は、子どもを健全に育成できる社会、子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを目指し、出水市子ども・子育て支援事業計画で策定した基本理念を継承し、子育てをしている家庭が子育てに伴う喜びを実感できるように、また、次世代を担う子どもたちが社会の一員として、安全で充実した教育環境の中で、心身共に健やかで人間性が豊かに育つように取組を進めていきます。

いつも ずっと みんなで

子育て支援

- 親子が夢や喜びを持てる家庭環境づくり
- 安心して子どもを生き育てやすい地域環境づくり
- 子どもが明るく健やかに育つような社会環境づくり

第2節 基本的視点

1 子どもの最善の利益を尊重する

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念の下に、輝く未来と無限の可能性を持つ全ての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、児童福祉法の改正により、児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等がうたわれていることから、本市としても子どもの権利を尊重した取組に努めます。

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

2 子どもの育ちを支援する

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

また、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖したりすることがないように、必要な環境整備と教育機会等の均等を図っていきます。

- 自らの生命がかけがえのないものであることを喜び、あらゆる生命を尊重し、感謝できる心豊かな子ども
- 多様な体験を通して、自らと自然とのつながりを実感し、自然の持つ美しさやすばらしさに感動する心を持つ子ども
- 善悪の区別や社会共通の基本的なルールを守る子ども
- 相手の話をよく聞き、自らの考えを言葉で表現し、忍耐強く暴力に頼らず、人間関係を構築できる子ども
- 自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動する自主性を持った子ども
- たくましく生きるための健康や体力を備えた子ども
- 平等と平和を重んじる子ども

3 利用者の立場に立つ

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと等、常に多様な個別のニーズに柔軟に対応できる、利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

また、経済的な負担は子育てにおける不安要素の一つでもあり、本市においても幼児教育・保育の無償化等の取組を基本とし、様々な家庭状況の世帯に対し支援を行います。

4 社会全体で子育て支援を行う

近年の核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境も大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政、企業、施設、学校及び自治会等が相互に協力し合って、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

5 仕事と生活の調和の実現を目指す

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るため、地域の実情に応じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や保護者が就労しやすい社会を目指します。

6 地域における社会資源を効果的に活用する

育児サークルや自治会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者等と協力して、地域の子育て支援を推進します。また、保育所、幼稚園、学校施設等の公共施設の活用を推進します。

7 サービスの量・質を向上させる

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、受け皿の整備、人材の確保・資質の向上を図る等サービスの量・質の向上を図り、安定的に教育・保育や子育て支援サービスを受けられるような環境づくりに努めます。

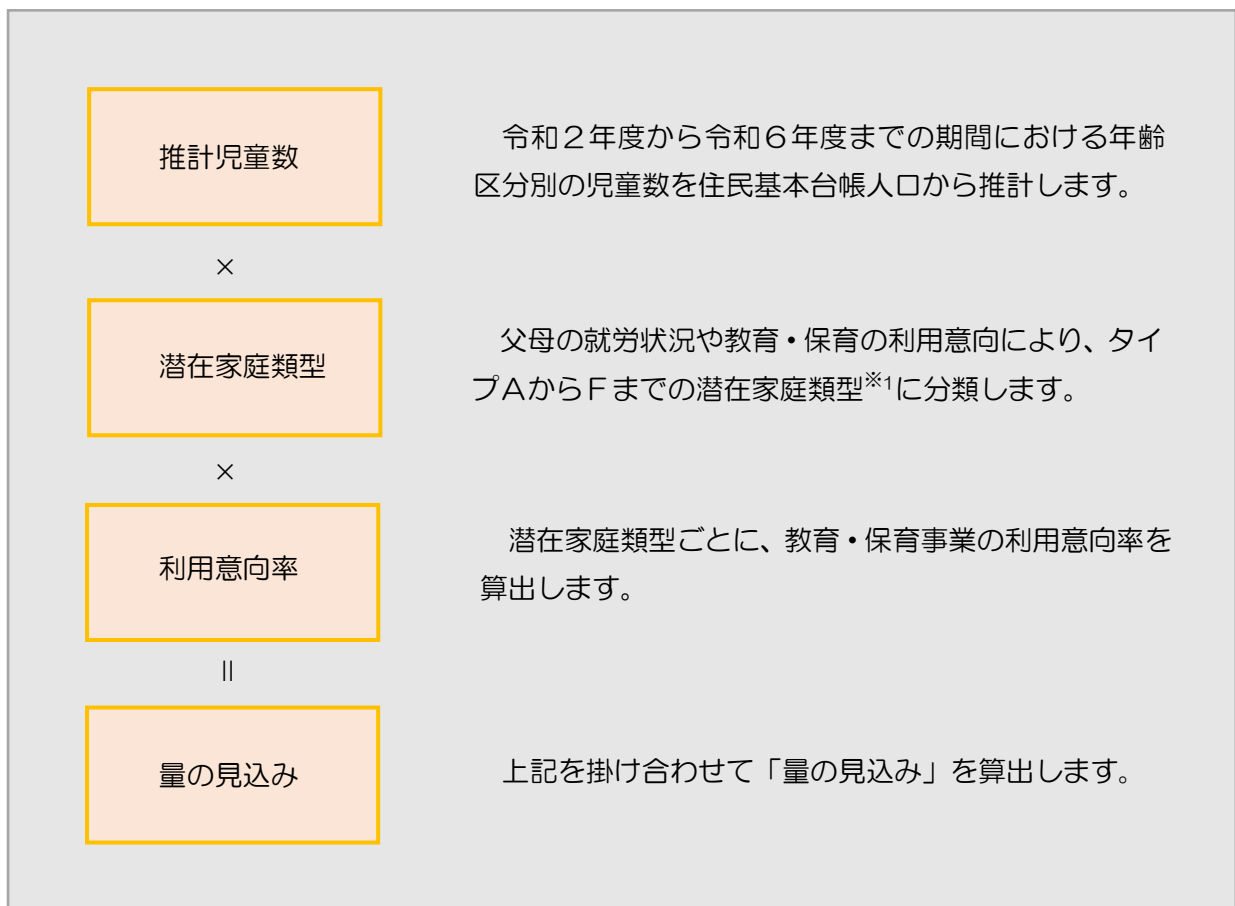
第4章 量の見込みと確保方策

第1節 量の見込みの算出

1 基本の計算方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」については、各事業の教育・保育提供区域ごとに、次の計算式を基本として算出を行いました。

なお、本計画における算出プロセスは、国から示された『第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）』（平成31年4月23日付け内閣府事務連絡）を基本にしています。



※1 潜在家庭類型

父母の有無、就労状況から類型した区分を「家庭類型」といい、現在の「家庭類型」と就労の見込みがある等の状況を反映させて分類したものです。

2 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による年齢別人口（平成26年から平成30年までの各年4月1日現在のもの）を使用し、推計を行いました。

（単位：人）

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	408	398	391	381	373
1歳	427	417	407	400	390
2歳	430	423	413	403	396
3歳	437	421	414	404	394
4歳	445	438	422	415	405
5歳	485	438	431	414	408
小計 (未就学児)	2,632	2,535	2,478	2,417	2,366
6歳	464	487	440	433	416
7歳	484	459	482	435	428
8歳	538	481	456	479	432
9歳	474	530	474	450	472
10歳	480	472	528	472	448
11歳	499	480	472	528	472
小計 (就学児)	2,939	2,909	2,852	2,797	2,668
合計	5,571	5,444	5,330	5,214	5,034

3 家庭類型の分類

父親	母親	ひとり親 (母子家庭)	フルタイム 就労 育休・介護 休業中	パートタイム 育休・介護休業中			現在は就労 していない
				120時間以上	120時間未満 48時間以上	48時間未満	
ひとり親(父子家庭)		タイプA					
フルタイム就労 育休・介護休業中			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム 育休・介護休業中	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD	
	120時間未満 48時間以上						
	48時間未満		タイプC'				
現在は就労していない				タイプD		タイプF	

タイプA : ひとり親家庭（母子又は父子家庭）

タイプB : フルタイム×フルタイム（共働き家庭）

タイプC : フルタイム×パートタイム（共働き家庭）（就労時間：月120時間以上+48~120時間の一部）

タイプC' : フルタイム×パートタイム（共働き家庭）（就労時間：月48時間未満+48~120時間の一部）

タイプD : 専業主婦（夫）家庭

タイプE : パートタイム×パートタイム（共働き家庭）（就労時間：双方が月120時間以上+48~120時間の一部）

タイプE' : パートタイム×パートタイム（共働き家庭）（就労時間：いずれかが月48時間未満+48~120時間の一部）

タイプF : 無業×無業の家庭

第2節 各年度における量の見込みと確保方策

児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、教育・保育施設の統合や再整備も視野に入れつつ、柔軟に子どもを受け入れる体制づくりに努めます。

なお、新規の事業参入や施設整備等の状況により、予定年度を変更する場合があります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本方針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な地域（以下「教育・保育提供区域」といいます）を定める必要があるとされています。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとなっています。

本市では、出水地域、高尾野地域、野田地域の3地域が教育・保育提供区域と考えられますが、実際には区域を超えた利用も多く、1か所で全市的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、市全域を1区域とします。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童の教育・保育について、保育所・認定こども園・幼稚園の利用実績やニーズ調査の結果により把握した利用希望等を踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。

「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下図の認定区分ごとに設定します。

【認定区分と対象施設】

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども(保育の必要性がなく、教育ニーズが高い区分)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		450	427	421	406	398
②確保方策	特定教育・保育施設	786	794	794	794	794
③過不足（②－①）		336	367	373	388	396

■確保方策の考え方

令和2年度の1号認定の定員数は786人の提供体制予定であり、量の見込みを満たすことが可能となっています。今後も計画期間において保護者のニーズを勘案しつつ対応していきます。

(2) 2号認定（保育所及び認定こども園）

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		912	865	845	822	805
②確保方策	特定教育・保育施設	884	895	908	908	908
	その他	15	15	15	15	15
③過不足（②－①）		-13	45	78	101	118

■確保方策の考え方

令和2年度の2号認定は定員数に不足が生じていますが、令和3年度以降は量の見込みを満たすことが可能となっています。今後も計画期間において保護者のニーズを勘案しつつ対応していきます。

(3) 3号認定（保育所、認定こども園及び地域型保育事業）

【0歳】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		171	167	164	160	156
②確保方策	特定教育・保育施設	117	121	127	127	127
	特定地域型保育事業	21	21	21	21	21
	その他	7	7	7	7	7
③過不足（②－①）		-26	-18	-9	-5	-1

【1・2歳】

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		589	577	563	552	540
②確保方策	特定教育・保育施設	463	477	483	483	483
	特定地域型保育事業	51	51	51	51	51
	その他	16	16	16	16	16
③過不足（②－①）		-59	-33	-13	-2	10

注 「その他」は、他市町村への広域入所及び企業主導型保育事業における確保数です。

■確保方策の考え方

令和2年度の3号認定の定員数は0歳で145人、1歳・2歳で530人の提供体制予定であり、ニーズに対し不足が生じています。小規模保育施設等を新設し、定員増加に努めてきましたが、現在でも待機児童が発生している状況にあります。今後も定員以上のニーズが見込まれることから、保育士の確保策を検討するとともに、今後の少子化の進行も見据えつつ、待機児童の解消に努めます。

○ 保育利用率^{※2}の目標数値

3歳未満の保育利用率＝（3歳未満の利用定員／3歳未満の児童数）×100

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	50%	50%	55%	55%	55%

※2 保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に規定する満3歳未満の小学校就学前子どもの利用定員数の割合

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やニーズ調査の結果等により把握した利用希望等を踏まえた上で、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

ア 基本型・特定型

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	基本型 特定型	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型 特定型	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

イ 母子保健型

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	母子 保健型	1	1	1	1	1
②確保方策	母子 保健型	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

地域子育て支援拠点である子育て支援室(子育て世代包括支援センター)に専門的な職員を配置し、相談支援等を行ってきました。今後も引き続き、妊娠期から子育て期まで、地域の相談しやすい窓口として支援を行っていきます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

ア 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		4,844	4,844	4,844	4,844	4,844
②確保方策 （人日）	一時預かり事業（幼稚園型）	4,844	4,844	4,844	4,844	4,844
	上記以外（私学助成による預かり保育等）	0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0
施設数 （か所）	一時預かり事業（幼稚園型）	2	2	2	2	2
	上記以外（私学助成による預かり保育等）	0	0	0	0	0

イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）		1,907	2,052	2,208	2,375	2,556
②確保方策（人日）		1,907	2,052	2,208	2,375	2,556
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0
施設数（か所）		8	8	8	8	8

■確保方策の考え方

現在の体制で対応できる見込みです。今後もニーズに対応していくために関係機関と協議・連携し、提供体制の確保に努めていきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	541	535	525	515	491
1年生	213	211	207	203	194
2年生	181	179	175	172	164
3年生	95	94	92	90	86
4年生	37	36	35	35	33
5年生	8	8	8	8	7
6年生	7	7	8	7	7
②確保方策(人)	480	535	535	535	535
③過不足(②-①)	-61	0	10	20	44
施設数(か所)	14	14	14	14	14

■確保方策の考え方

放課後児童クラブは、現在市内の14か所で事業を実施していますが、見込み量に対し既存の施設での対応では不足が生じる状況となっています。利用希望が多くて不足している校区については、その校区の状況を考慮した学校施設の利活用や放課後児童クラブの増設等、関係機関と調整を図り、適切な提供体制の確保に努めます。

また、特別な配慮を必要とする児童への対応や開所時間の延長については、必要な人員が確保できるよう支援を行います。

このほか、放課後児童クラブの役割を向上させていくため、従事者の資質向上のための研修会への参加を推進し、また、各児童クラブの特色ある活動を支援します。

○放課後子供教室

放課後子供教室の実施計画及び放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施計画については、地域の実情やニーズに応じて、事業実施の必要性を関係機関で協議します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回)	6,101	5,970	5,839	5,708	5,587
②確保方策(人回)	6,101	5,970	5,839	5,708	5,587
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0
施設数(か所)	2	2	2	2	2

■確保方策の考え方

現在は、子育て支援室(子育て支援センター・めばえ)と子育て支援センター・ハートフルの2か所で実施しています。本事業については利用者が多いことから、今後は更に利用しやすい施設の整備を図るとともに、提供体制の充実に努めます。

(5) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るために、受診券を交付し、最大14回分までの費用助成を行います。また、受診券の交付時に健診内容、受診の必要性、受診時期について説明を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	5,712	5,572	5,474	5,334	5,222
②確保方策(人)	5,712	5,572	5,474	5,334	5,222
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

標準的な健診回数の公費負担の継続と、委託医療機関での実施体制を確保し、安心して妊娠・出産ができる体制の充実に努めます。

(6) 産婦健康診査

産後うつ病の予防や新生児への虐待予防等を図るため、医療機関に委託して実施する産婦に対する健康診査2回分(産後2週間、産後1か月)にかかる費用助成を行います。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	816	796	782	762	746
②確保方策(人)	816	796	782	762	746
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

標準的な健診回数の公費負担の継続と委託医療機関での実施体制を確保し、産婦が身体的・精神的に安心して子育てができる体制の充実に努めます。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	408	398	391	381	373
②確保方策(人)	408	398	391	381	373
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

子育て世帯が抱える様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、見守りを行います。また、母子の心身の状況や養育環境等を把握して、支援が必要な家庭には、養育支援等の適切なサービス提供につなげていきます。

(8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	164	168	173	178	183
②確保方策(人)	164	168	173	178	183
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

要支援家庭への適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。

(9) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	16	15	15	15	14
②確保方策(人日)	21	21	21	21	21
③過不足(②-①)	5	6	6	6	7
施設数(か所)	4	4	4	4	4

■確保方策の考え方

今後の見込み量に対しては、現在の提供体制で対応が可能です。必要な事業であるため、今後も事業を継続していきます。

(10) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	747	747	747	747	747
②確保方策（人日）	747	747	747	747	747
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0
施設数（か所）	1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

必要な量の見込みに対しては、既存の施設で対応が可能です。引き続き会員の加入促進を図り、支援体制を充実させ利用しやすい体制を整えます。

(11) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日又は利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	345	332	324	316	310
②確保方策（人）	729	729	729	729	729
③過不足（②－①）	384	397	405	413	419
施設数（か所）	11	11	11	11	11

■確保方策の考え方

現在は市内11施設（か所）で延長保育事業を実施しています。見込み量に対する提供体制は十分に確保できているものと考えられます。必要な事業であるため、今後も事業を継続していきます。

(12) 病児・病後児保育事業

病児・病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	2,123	2,045	1,999	1,950	1,909
②確保方策(人日)	2,320	2,320	2,320	2,320	2,320
③過不足(②-①)	197	275	321	370	411
施設数(カ所)	2	2	2	2	2

■確保方策の考え方

必要な量の見込みに対して対応が可能です。引き続き市内を中心に小児科医や保育園等と連携しながら、必要な見込み量に対応できる体制を整えます。

○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

事業の実施に当たっては、低所得者の負担軽減策の一つとして実現が可能かを含めて検討します。

○ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢を構築するための事業です。

待機児童解消や保育士確保の支援策として、導入が可能か検討します。

第5章 施策の概要

第1節 施策の体系

基本方針及び施策の体系

基本方針1 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の充実	(1) 幼児期の教育・保育事業の充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 就学児童の居場所づくり
基本方針2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育てサービスの充実 (2) 子育て支援に関する行政サービスの充実 (3) 子育て中の親等が交流できる場づくり
基本方針3 母親、乳幼児等の健康の確保及び増進	(1) 安心して出産・子育てができる環境の整備と支援の充実 (2) 将来子どもを生み育てたいと思う子どもの育成と環境づくり
基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 確かな力を身につけた児童生徒の育成 (2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成 (3) 特色ある開かれた学校づくりの推進 (4) 幼児教育の充実 (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 安全な公共施設等の環境整備 (2) 安心して遊び、生活ができる環境整備 (3) 環境美化の推進
基本方針6 職業生活と家庭生活との両立の推進	「仕事と生活の両立」の推進のための普及啓発
基本方針7 子どもの安全の確保	(1) 子どもの安全を確保するための活動 (2) 子どもを犯罪等から守るための活動
基本方針8 要保護児童への対応等、きめ細やかな取組の推進	(1) 虐待防止対策の確立 (2) 相談体制の充実
基本方針9 家庭の状況に寄り添った支援事業の推進	(1) ひとり親家庭等の自立支援 (2) 障がい児施策の充実
基本方針10 子どもの貧困対策の推進	(1) 教育支援の充実 (2) 保護者に対する就労支援の充実 (3) 経済的支援の充実 (4) 子ども食堂に対する支援の充実
基本方針11 子育て情報の提供	子育て支援に関する情報提供

第2節 基本方針及び取組事業

基本方針1 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の充実

子どもの成長段階において、幼児期は人間形成の基礎がつけられる最も大切な時期です。遊びや生活を通じて、情緒的発達・運動能力の発達・知的な発達・社会性等たくさんのごとを吸収して成長していきます。幼児期の教育・保育は極めて重要であり、核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、多様なニーズに応える子育て支援の重要性は増しています。

このような現状を踏まえ、新たな制度に対応した幼児教育及び保育環境の整備を図っていきます。

(1) 幼児期の教育・保育事業の充実

ア 施設型給付

新しい保育制度に対応し、子育て家庭の様々な生活実態によるニーズに適切に対応することができる教育・保育の受け皿の整備を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
認定こども園	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置支援により、幼保一元化を推進します。
幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、義務教育及びその後の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。
保育所	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、保育所等の整備を促進する等、必要な利用定員の確保に努めます。

イ 地域型保育給付

3歳未満の子どもを対象に、子育て家庭の様々な生活実態によるニーズに即した保育サービスの導入に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
家庭的保育事業	<p>家庭的保育者が、居宅等の様々なスペースにおいて、家庭的な雰囲気の下、少人数（5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施する事業です。</p> <p>この事業は市町村の認可事業であり、地域のニーズに応じて実施の検討を進めていきます。</p>
小規模保育事業	<p>少人数（定員6人から19人まで）を対象に家庭的保育に近いきめ細やかな保育を実施する事業です。</p> <p>この事業は市町村の認可事業であり、地域のニーズに応じて計画的に整備・認可を進めていきます。</p>
居宅訪問型保育事業	<p>保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児等を対象に、その子どもの居宅において1対1を基本とする保育を実施する事業です。</p> <p>この事業は市町村の認可事業であり、地域のニーズに応じて実施の検討を進めていきます。</p>
事業所内保育事業	<p>企業等が主として従業員の仕事と子育てとの両立の支援策として設置する事業所内の保育施設等で、その従業員の子どもや地域の子どもと一緒に保育する事業です。</p> <p>この事業は市町村の認可事業であり、企業等に周知を図っていきます。</p>

(2) 保育サービスの充実

ア 多様な保育サービスの推進

子育て世帯の様々な生活実態によるニーズに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供します。

事業名	事業内容と取組の方向
通常保育事業	保育所及び認定こども園等において、保育標準時間及び保育短時間の区分により、保育の必要性の認定をした上で保育します。
延長保育事業	保育所及び認定こども園等において、通常の開所時間又は保育時間を超えて保育します。
一時預かり事業	家庭における保育が一時的に困難になった乳幼児を、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。
保育所地域活動事業	地域に開かれた保育所活動として、世代間交流事業、異年齢児交流等事業、育児講座・育児と仕事の両立支援事業等を行います。
休日保育事業	市内の保育園児を対象にして、休日においても保育の必要がある世帯の園児を保育します。 なお、実施施設以外の園児も対象となります。
病児・病後児保育事業	保護者の労働その他の理由により家庭で保育ができず、かつ、病気療養中又は病気の回復期にあるおおむね10歳未満の児童について、病院等において保育を行います。 市内の小児科医等と連携して調整を図り、円滑な事業実施を推進します。
障害児保育事業	集団生活が可能である心身に障害を有する乳幼児の保育所等における受け入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、障がい児の福祉の向上を図ります。
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。

イ 保育士の人員・質の確保

保育の担い手である保育士の研修会等を充実させ、保育士の資質の向上を図ります。また、保育に必要な保育士の人材確保に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
保育所職員研修会	幼稚園等の教員と連携強化を図るとともに、資質の向上及び知識の習得のために保育・教育・食育に関する研修や情報交換の場の提供に努め、研修会等を実施します。
保育士確保のためのハローワークとの連携	保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携するとともに、保育士資格者の人材登録の活用等により、保育士の確保に取り組みます。

(3) 就学児童の居場所づくり

ア 新・放課後子ども総合プランの推進

地域の子育て世帯の多様な生活実態に応じて、児童クラブの設置を推進するとともに、児童クラブの運営の充実を図ります。また、新たな取組として放課後子ども教室事業の実施について調査研究を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
放課後児童クラブ事業	保護者が昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対して、放課後に遊びと生活の場を提供します。 養護学校に通う児童生徒には、障害児児童クラブ「児童クラブまなづる」において生活の場を提供します。
小規模放課後児童クラブ事業	小規模小学校への児童クラブについては、利用意向を把握し、一定程度の利用希望がある場合に、小学校の余裕教室や学校近くの空き家等を利用した小規模児童クラブを運営する関係団体に補助します。
児童クラブ間交流会の実施	障害児児童クラブも含め、児童クラブ間の交流会を実施します。
指導員研修会及び情報交換会の実施	指導員の資質向上のための研修を実施するとともに、指導員の情報交換会を行います。
放課後子ども教室事業【新規】	地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所（空き教室、公民館等）を提供する事業です。 地域学校協働活動に向けて、コミュニティ協議会やコミュニティスクールとの連携を図ります。

基本方針2 地域における子育ての支援

核家族化、共働き世帯の増加、少子化等、子育て世帯を取り巻く環境は、従来の相互の助け合い活動が行われていた時代とは異なり、地域における社会的なつながりが薄れつつあり、新たなかたちで地域社会における助け合いの関係を築いていく必要があります。

本市においても、保育サービスの多様化や充実を図るとともに、保護者間のネットワークづくりや、地域における人的資源を活用したサービスの展開を通して、安心して子育てできる支援体制を確立します。

(1) 地域における子育てサービスの充実

ア 居宅における児童の養育支援

乳幼児や児童がいる世帯に対し、居宅等において保護者が安心して養育及び保育ができるような子育て支援サービスを実施します。

事業名	事業内容と取組の方向
乳児家庭全戸訪問事業	おおむね4か月児までの乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況並びにその養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が必要な児童及び乳幼児の保護者に対して、相談、指導助言その他の支援を行い、適切な養育の実施を図ります。
ファミリーサポートセンター事業	児童の預かり等の援助を希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習等必要な支援を行います。

イ 子育て支援の推進に向けた地域の人的資源の活用

自治会をはじめとする地域の人的資源を活用し、子どもの見守りや子育てを支援する活動を推進します。

事業名	事業内容と取組の方向
子ども会活動への支援	子ども会のリーダー及び指導者等の育成を図り、地域における青少年の健全育成活動を支援します。
子育て支援室（子育て支援センター）での地域資源の活用	子育て支援室（子育て支援センター）において、地域の子育て経験者や高齢者等の子育てボランティア等を活用する事業を推進します。
家庭教育地域見守り隊	自治会長を中心とした地域の方々に日常の地域生活の中で子どもたちと子育て家庭への声掛け等を行ってもらうとともに、支援が必要な家庭の情報を提供していただき、早期に対応します。
いずみ学校応援団事業	地域における人材を活用し、学校教育活動を支援します。

(2) 子育て支援に関する行政サービスの充実

ア 子育て支援のネットワークづくり

子育て中の保護者の育児に関する悩みや不安を早期に把握し、適切な支援を行う体制や情報共有ができる場を整えます。また、子育て支援に関する情報を発信するネットワークづくりを推進します。

事業名	事業内容と取組の方向
子育て支援室、家庭相談員、主任児童委員等との連携	子育て支援室や家庭相談員等が連携して、育児不安や問題を抱える保護者に対して、適切な助言・指導を行い、必要に応じて、地域の情報を把握するために主任児童委員及び民生委員等と連携して問題解決に努めます。
育児サークルの交流	市民の育児サークル活動のために情報資源の共有とサークル間交流を行えるようネットワークづくりを支援します。
のびのび子育て講座の実施	中央公民館講座として子育てに関する学習の場を提供し、子育て中の親育ち及び子育て世代のネットワークづくりを支援します。

イ 読み聞かせ活動の充実

「読書活動日本一のまちづくり」活動の一環として、家庭や地域における読み聞かせ活動の啓発や読書相談等を行い、本に親しむ環境づくりを推進します。

事業名	事業内容と取組の方向
ブックスタート事業	保健センターにおける6か月児相談の場において、絵本による子育てを奨励し、読み聞かせ体験と絵本の配布等を行います。
セカンドブック事業	6か月児相談の場で、絵本と出会い、すばらしさを体験した保護者に、継続した年齢期に応じた読書の確立を目指すことを目的に、2歳児歯科相談の場において、再び絵本を配布し、読み聞かせ体験を行います。
家読（うちどく）の推進	読書習慣の定着や家庭教育力の向上を目指して、「市民読書の日」等にあわせた「家読」を推進し、年齢期に応じた読書活動を進めます。
読み聞かせ活動	中央図書館、高尾野図書館及び野田図書館において、読み聞かせ会を開催します。
おはなし玉手箱	子ども会等を対象に、地域集会施設等への出前での読み聞かせ事業を実施します。
わくわくおはなしフェスタ開催	幼児・小学生とその保護者を中心に、全市民を対象とした参加型読み聞かせ会「わくわくおはなしフェスタ」を開催し、ボランティアグループの実演のほか、幼稚園・小学校における読書活動の紹介や親子読書会の実演を行います。



ウ 経済的支援の実施

子育て世帯に対し、各種手当の支給や医療費の一部負担金の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、新たに幼児教育・保育無償化の取組を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
児童手当の支給	児童を養育している世帯に子どもの数に応じて児童手当を支給することにより、家庭における養育を経済的に支援するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図ります。
児童扶養手当の支給	母子家庭、父子家庭等の経済的負担軽減のために手当を支給します。
子ども医療費助成事業	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の一部負担金を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭及び父母のいない家庭の児童と父又は母に対し医療費の一部負担金を助成します。
乳幼児医療給付事業	経済的理由により、医療機関等への受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児に対する県内医療機関での窓口負担をなくします。
ツルの里子宝お祝い金支給事業	平成28年4月1日までに出生した第3子以降の子どもに対し、小学校就学時にお祝い金を支給します。
育児用品購入券交付事業	子どもの出生時と1歳の誕生月に、出水市にこやか赤ちゃん応援券（育児用品購入券）を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
保育料の軽減措置事業	保護者が負担する保育料は、世帯の課税状況等に応じて決定しますが、市では国が定めた基準を上回る軽減措置を実施します。
子育て支援パスポート事業	申請により、妊婦及び満18歳未満の子どもがいる世帯に子育て支援パスポート登録を促し、また、市内の事業所の協力を得て、子育て支援の気運を高め、子育て世代の負担軽減を図ります。
幼児教育・保育無償化の取組【新規】	国の幼児教育・保育の無償化により対象となる子どもの保育料等の無料化又は一部負担を行います。
子育てのための施設等利用給付事業【新規】	預かり保育に係る給付については利用施設に直接給付することとし、その他の施設については月ごとにまとめて市に請求ができるようにすることで利用者の負担の軽減に努めます。また、県と情報の提供・共有に努め、事業の適正執行・管理を行います。
子育て応援券交付事業	妊婦又は2歳児未満の乳幼児を養育する保護者に対して子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付します。

(3) 子育て中の親等が交流できる場づくり

ア 子育て支援センターを核とした交流の場づくり

子育て支援センターを核に、乳幼児及びその保護者が交流できる場の更なる充実を図ります。また、子育てサークルの育成に努めるとともに、子育てサークルに対し活動の場を提供します。

事業名	事業内容と取組の方向
地域子育て支援拠点事業	親子のふれあいや子育て世代の交流の場の提供、妊娠・育児等に関する情報提供や相談・支援等を行います。
子育てサークルの育成	市民交流センターやたかおの交流館等を利用して、子育てサークルの設立に向けた必要な情報やノウハウ等の提供を行い、子育てサークルの育成を図ります。
子育てサークルに対する活動の場の提供	子育てサークル等の活動に対し、市民交流センターやたかおの交流館その他公共施設等の貸出しを積極的に行います。

イ 子育て支援ボランティア等の育成

子育て支援や読書活動等のボランティアを育成し、活動費の助成を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
子育て支援グループ等補助金	子育て支援や読書活動に関する活動を自主的に行っているグループに対し、活動費の補助を行います。



基本方針3 母親、乳幼児等の健康の確保及び増進

病気にかかりやすい乳幼児期の健康を維持することは、子どもの発育にとって欠かすことができません。また、出産年齢の高齢化や核家族化等、乳幼児等の子育てを担う保護者を取り巻く環境も以前とは異なり、母親が育児に対して不安を抱える要素が増えてきています。

母親と子どもが、共に健康な生活を送るために必要な支援を行い、将来子どもを生き育てたいと思う子どもの育成や次代の親となる人づくりを推進します。

(1) 安心して出産・子育てができる環境の整備と支援の充実

ア 発達支援へのサポート

発達が気になる子どもを早期発見できるように努め、気になる子どもとその保護者に対する支援を充実させ、保護者の不安の軽減を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
乳幼児健診時の臨床心理士による個別相談	1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児歯科相談において、臨床心理士を配置し、発達等が気になる幼児とその保護者に個別相談を実施します。
育児等支援事業（つるんこぱーく）	健診等で発達が気になる乳幼児とその保護者を対象に、親子遊びを通して不安の軽減及び健康増進を図ることを目的として、臨床心理士、保育士、作業療法士、保健師等のスタッフで育児等支援教室を開催します。
健診後のフォロー体制の充実	臨床心理士による発達相談及び言語聴覚士によることばの相談を定期的に実施し、発達段階における不安の軽減を図ります。

イ 妊婦の安心の確保

妊婦に対する健診や相談、指導の充実を図り、安心して子どもを産める環境づくりを進めます。

事業名	事業内容と取組の方向
妊婦健康相談	母子健康手帳交付時に、栄養士・歯科衛生士・保健師・助産師による健康相談を実施します。
妊婦健康診査事業	妊婦健診に係る経済的負担の軽減と妊娠中の健康管理のため、市外で出産する妊婦も含め、妊婦健診に対する公費負担を行います。
妊婦訪問指導	初産婦及び健診結果等から支援が必要な妊婦に対して、保健師・委託助産師による訪問指導又は電話相談を実施し、妊娠中の健康管理や不安の軽減を図ります。
「Peer Class」 (ママ・パパ教室)	精神的に安定した妊娠期が過ごせるよう仲間づくりのグループワークや育児に自信を持ってもらうために実技を入れた学習を両親で体験できる教室を開催します。
母子相談	定期的な相談日を出水・高尾野・野田会場にそれぞれ設け、妊産婦及び乳幼児の相談を実施します。



ウ 育児不安の軽減

乳幼児を育てている保護者に対する相談や指導の充実を図り、育児に対する不安の軽減に努めます。

事業名	事業内容と取組方向
母子相談（再掲）	定期的な相談日を出水・高尾野・野田会場にそれぞれ設け、妊産婦及び乳幼児の相談を実施します。
保健推進員活動	乳児及び2歳6か月児のいる家庭を訪問します。また、1歳6か月児健診及び3歳児健診の未受診者への再通知を行う等受診勧奨を行い、地域での子育て支援を行います。
新生児・産婦訪問指導	担当保健師が電話で出生状況の確認をし、新生児・産婦に対して保健師・助産師による訪問を実施し、身体及び心の状態の変化や家庭環境に応じた保健指導や疾病予防・育児上必要な情報提供を行い、心身共に健康に育児ができるように支援します。
新生児聴覚検査	聴覚障害における音声言語発達等への影響を最小限に抑えるため、出生後医療機関で行う聴覚検査に対する公費負担を行います。
産婦健康診査	産後うつ病の予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査に対する公費負担を行います。
産後ケア事業	出産後、産婦が助産院等で宿泊又はデイサービス（日帰り）を利用し、心身のケアや授乳指導・育児相談等を受けることで、安心して育児がスタートできるように支援します。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	おおむね4か月児までの乳児がいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況並びにその養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。
乳幼児訪問指導	健診未受診児や健診後のフォローや育児不安の強い母親等に対し、必要に応じて担当保健師が家庭訪問して支援します。
乳幼児期の各種健診・相談事業	3～4か月児健診、6～7か月児相談、1歳6か月児健診及び3歳児健診にあっては集団健診で、9～11か月児健診にあっては医療機関委託で実施するとともに、電話や個別相談を随時実施します。
「Peer Class」（離乳食教室）	安心して子育てができるように、離乳食の進め方や作り方を学習・体験できる教室を開催します。
予防接種事業	感染症予防法に規定する感染症のまん延を防止するため、予防接種法に規定する各種予防接種を実施します。予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

エ 歯科保健対策の充実

フッ素塗布や歯科相談事業等、「お口の健康づくり」の必要性について周知・啓発を行い、乳幼児期の虫歯有病率の減少に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
歯科相談・教育の充実	母子手帳交付時から各種乳幼児健診及び相談時に併せてお口の健康づくりの情報を提供するとともに、幼児期の健診や歯科相談事業で、フッ素塗布やブラッシング指導等を行い、個別相談の充実を図ります。
各種歯科健診	1歳6か月児健診、3歳児健診、2歳児歯科相談、2歳6か月児歯科相談及び5歳児歯科相談を実施します。

オ 乳幼児死亡の原因の把握と事故防止対策

乳幼児死亡の原因を把握し、事故防止策の情報提供を行うことで、不慮の事故死の予防に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
乳幼児死亡減少のための啓発	乳幼児死亡の原因把握に努めるとともに、各種乳幼児健診及び相談時に乳幼児の発達にあわせた事故予防対策の情報提供を行います。

カ 小児・周産期医療の充実

小児医療については、医療機関の充実・確保に取り組むとともに、小児救急医療については、近隣市町村等と連携して安定確保を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
小児医療等の充実・確保	小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保を図ります。また、医療圏に不足する産科医の招へいに取り組みます。
小児救急医療への対応	小児救急医療については、出水総合医療センター野田診療所での一次救急医療を進めるとともに、二次救急医療については、県や近隣の市町及び関係機関との連携の下、広域での対応を図ります。

(2) 将来子どもを生み育てたいと思う子どもの育成と環境づくり

ア 思春期保健対策の充実

子どもの発達段階に応じた学校保健対策の充実を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
性に対する健全な知識と正しい知識の普及	児童生徒の発達段階に即した性に関する指導を実施します。
思春期の心の育成	学校での心の健康教育を推進し、教職員のカウンセリング技術の習得・向上に努めるほか、専門の相談員等による教育相談の充実を図ります。
よい生活習慣の確立	「早寝早起き朝ごはん」の徹底を図り、生涯にわたる健康な生活習慣の基礎を築きます。
飲酒・喫煙、薬物乱用防止教育の実施	学年の発達段階に即した飲酒・喫煙、薬物乱用防止教育を実施します。
思春期出前講座	子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、小・中・高校生を対象に出前講座を実施します。

イ 食育の推進

食べることの大切さや望ましい食習慣を身に付けるため、学校教育活動や保育現場において、子供の成長に応じた食育を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
学校給食指導の充実	学校教育活動の中で、他教科等との連携を図りながら、望ましい食習慣の育成と生産体験活動を通して食育の推進を図ります。地産地消を推進し、郷土の食材を生かした給食献立の工夫とともに、好ましい食事環境の整備に努めます。
保育所及び認定こども園での食育	保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、乳幼児期から食べることの大切さを実感し、望ましい食習慣を身に付けることができるような取組や食べ物と健康との関わりについて正しい情報を伝えます。
食育出前講座	健全な食生活を実践できるように、食事バランスガイドの普及・地産地消・食文化の継承等の食育の視点から、出水市食生活改善推進員（食育アドバイザー）による食育活動を実施します。

ウ 次代の親になるための意識啓発

男女が協力して家庭を築くこと、及び子どもを育てることの意義に関する教育、啓発を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
子育て体験の実施	中学生、高校生等の職場体験に、乳幼児と触れ合える保育所や幼稚園を組み入れ、子どもを育てたいという意識の高揚を図ります。 保健センターの出前講座を活用し、乳幼児との触れ合いや妊婦体験、妊婦・保健師等の講話を通して、子どもを産み・育てたいという意識の高揚を図ります。



基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

近年、子どもたちの学力と体力の低下、規範性や倫理観の低下等、子どもの教育をめぐる多くの課題が山積しています。また、グローバル化や情報化社会の進展等に対応しつつ、心身共に健全な子どもを育成することが求められています。

このようなことから、基礎的な学力と体力の向上、道徳心や倫理観の醸成等、社会人の基礎となるものを身に付ける段階である学校教育の場において、家庭、学校、地域が一体となって教育環境の整備に努めていきます。

(1) 確かな力を身につけた児童生徒の育成

ア 学習指導の充実

個々の能力を伸ばし、社会で自立できる力を育む教育を推進します。

事業名	事業内容と取組の方向
学力の実態把握及び学習指導の改善	学力の実態把握に努め、学習指導の改善及び個別指導の充実に努めます。
個に応じた指導の充実	個に応じた指導を徹底し、基礎学力の定着を図るとともに、「確かな学力」の育成を目指した授業を実践し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育成します。
家庭学習の充実	家庭との連携を密にし、基本的な生活リズムを確立させたり、学習習慣を身に付けさせたりしながら、家庭学習の充実に努めます。
外国語教育の充実	小学校での外国語教育の定着を図るとともに、ALT（外国語指導助手）の活用を図り、国際理解教育・外国語教育の充実に努めます。

イ 情報教育の充実

情報化社会の進展に十分に対応できるように、児童生徒を育成する環境づくりを進めます。

事業名	事業内容と取組の方向
情報教育の推進	児童生徒が学校において、コンピュータ等に触れ、情報活用能力の育成が図られるよう、ICT（情報通信技術）環境の整備とともに、ICTを活用した取組及び小学校プログラミング教育を推進します。
情報モラル教育の実施	児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を充実します。

ウ 保健体育指導の充実

健全でたくましい児童生徒を育成するために、保健体育指導の充実を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
指導方法の改善・充実	児童生徒の体力・運動能力の的確な分析結果に基づいた指導方法の改善・充実を図ります。
運動する機会を増やすための取組	「一校一運動」の実践や「歩育」の推進等、児童生徒が運動する機会を増やす取組を推進します。

エ 教職員の資質の向上

市民の教育に対する信頼と期待に応え、活力ある学校教育活動を実施するため、教職員の資質・能力の向上に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
教職員の研修の充実	教職員研修の改善・充実に努め、精選を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。

(2) 心豊かでたくましい児童生徒の育成

ア 道徳教育の充実

家庭・地域と連携した体験活動を通じて道徳教育の充実を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
適切な全体計画の作成・指導体制の確立・指導力の向上	児童生徒の実態を踏まえ、段階に応じ、教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図ります。また、各学校において道徳教育の全体計画や年間指導計画を作成し、全校的な指導体制の確立を図り、教職員の道徳教育の指導力向上に努めます。
体験型学習の充実	ボランティア活動や勤労体験、自然体験等道徳性を高める学習の充実及び教科指導との連携に努めるとともに、地域の文化・伝統に対する理解を深め、郷土芸能等の伝承活動の充実を図ります。
家庭や地域との連携	家庭・地域との連携を深め、道徳的活動の実践化に努めます。

イ 人権教育の充実

人権問題について正しい知識と理解の普及に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
人権教育の推進	全体計画に基づく人権教育を推進し、教育活動全体を通して児童生徒の人権感覚を高めるとともに、人権週間等における啓発活動の推進に努めます。
指導者自身の人権感覚の高揚	校内研修を充実させ、指導内容の工夫・改善や各種研修会等への積極的な参加を図ります。

ウ 生徒指導の充実

児童生徒に対し、実態に応じた指導が行えるよう、関係機関や専門家等と連携した体制を確立し、問題行動等の未然防止と早期対応に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
指導体制の確立	関係機関や地域の専門家等と連携したサポート体制を確立し、学校と関係者が一体となった生徒指導を確立します。
相談体制の確立	スクールソーシャルワーカーや相談員の配置等、総合的な相談体制の充実に努めます。
いじめ・不登校・問題行動への対応	学校、家庭、地域、関係機関等の連携を促進し、問題行動等の未然防止と早期対応に努めます。

エ キャリア教育の推進

学校時代から将来について考える教育を推進します。

事業名	事業内容と取組の方向
自己実現、自己決定できる児童生徒の育成	小・中・高校を通じて、「自己の在り方、生き方」を考え、理想を持って自己実現を図ろうと自己決定できる児童生徒の育成を図ります。
職場体験活動の充実	進路指導計画の充実に努め、中学校における職場体験学習等の啓発的体験を積極的に推進します。

オ 学校復帰への支援

学校への再登校や、問題行動等の未然防止対策を充実させます。

事業名	事業内容と取組の方向
自立支援教室の設置	不登校及び問題行動等の問題を抱えた児童生徒に対して個々に支援計画を作成するとともに、これらの児童生徒を受け入れ、学校への再登校や引きこもりの未然防止等を目的として、子どもたちが体験活動や教科学習等に取り組む場を設置します。

(3) 特色ある開かれた学校づくりの推進

ア 学校経営の充実

教職員だけでなく、保護者等と一体となって「開かれた学校づくり」を進めます。

事業名	事業内容と取組の方向
自己評価等の推進	教職員による学校の自己評価を全ての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価の取組を推進します。
評価結果に基づく学校経営の改善	各学校が、評価結果の公表等積極的な情報公開を行うとともに、その結果に基づく各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図る取組を推進します。

イ 特色ある学校づくりの推進

地域環境や児童生徒数等の実態に即した特色のある学校づくりを行います。

事業名	事業内容と取組の方向
郷土人材等の活用、体験学習	郷土の人材・素材の積極的な活用に努め、郷土に根ざした教育活動、農業体験等を通じた活動を推進します。
へき地・小規模校（複式）の充実	へき地・小規模校ならではの「よさ」を積極的に生かした特色ある教育活動を推進します
いずみ学校応援団事業（再掲）	地域における人材を活用し、学校教育活動を支援します。

(4) 幼児教育の充実

ア 幼稚園・保育所及び小学校との連携

幼稚園・保育所と小学校の連携・交流を深め、連続性がある保育を進めます。

事業名	事業内容と取組の方向
幼稚園、保育所、小学校との連携	幼稚園、保育所、小学校との連携を密にし、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた保育の実践を図ります。

イ 幼児教育環境の整備

子育て支援に係る取組の推進や、幼稚園教諭の資質の向上を図り、幼稚園等の教育環境の充実を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
幼稚園及び認定こども園の充実	幼稚園及び認定こども園（1号認定子どもに限る）において、適切な幼児教育を推進します。
施設の開放・相談事業	地域と連携し、幼稚園等の施設の開放、保護者同士の交流、子育てについての情報提供や指導・助言等の子育て支援に係る取組を推進します。
幼稚園の教諭研修の充実	教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質・能力の向上に努めます。また、課題解決のための具体的研究テーマを設定し、実践的研修を推進します。

ウ 本市のイベントと幼稚園・保育所の連携

子どもに体験の場を提供し、社会性を培います。

事業名	事業内容と取組の方向
イベント等への参加推進	未就学児の社会性を醸成するために、大産業祭、文化祭、海洋公園プール開所式、交通安全出発式等、市のイベントへの園児の参加を推進します。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭教育への支援の充実

ライフステージ別、課題別の講座の開催を通じた家庭教育への支援等を行い、家庭教育の更なる充実を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
家庭教育支援事業	家庭が主体的に家庭教育に取り組む環境を醸成し、子どもの健全育成を図るため、保護者が多く集まる機会を活用して、家庭教育・子育てに関する学習会・講演会を各学校で実施し、講師の派遣及び託児スタッフの配置を行います。

イ 社会教育の推進

家庭、学校、地域の三者連携による、青少年健全育成の推進を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
青少年健全育成事業	家庭、学校、地域の連携により、自然体験活動、生活体験活動、海外体験活動、リーダー研修を実施し、子どもたちの健全育成に努めます。
公共施設での学習機会の充実	クレインパークいずみでは、自然観察会等の講座、企画展等を通じ自然環境への関心を育むとともに、自然豊かな郷土を愛する子どもたちの育成を図ります。青年の家では、自然体験活動や集団生活を通じて人間性豊かでたくましい青少年の育成を図ります。
すこやかな青少年を育む集い	青少年健全育成団体の事例発表等を行うとともに家庭教育講演会を実施し、家庭・地域の教育力の向上と地域ぐるみで青少年を育む気運を高めます。 ≪スローガン≫ 『みんなでぎゅっ！育ててみせる出水の宝子』

ウ スポーツ・文化関係団体の育成

スポーツ・文化関係団体の育成を図り、スポーツ・文化に親しむ機会の創出に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
スポーツ少年団活動に対する支援	子どもたちがスポーツを始めるに当たって最も身近な存在であるスポーツ少年団に対し、その活動運営費の助成や社会体育施設使用料の減免による支援を行います。また、指導者の資質向上を図るための研修会を実施します。
地区体育協会、競技種目団体の活性化	地区体育協会主催の地区市民体育大会、駅伝大会、ソフトボール大会等各種大会の活動を推進し、地域における青少年健全育成、地域の連帯感の高揚及び地域活性化を図ります。
総合型地域スポーツクラブへの支援	誰もが気軽にスポーツに親しむことができるようニュースポーツをはじめとした各種のスポーツ教室を開催している総合型地域スポーツクラブ「いずみわくわく夢クラブ」の運営を支援します。
地域文化推進事業	地域文化の継承と振興に資するため、市民一人一人が主体的に郷土に残る伝統芸能継承活動や芸術文化活動を展開できる土壌づくりに努めるとともに、少年少女合唱団への支援、自主学習グループの育成を行います。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

有害図書等をはじめとする有害情報の一掃に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
少年育成センター事業	携帯電話の使い方やインターネットのフィルタリングの促進等ネット犯罪等に対抗する手段の広報や少年育成センターによる補導活動の充実を図ります。
青少年環境浄化運動	少年育成センターによる街頭補導や地域の青少年育成推進協議会等の活動により有害図書等の追放に努めるとともに、少年いずみ（広報チラシ）を発行して非行防止の啓発を行います。

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

子育てをしやすいまちづくりには、保育サービス等のソフト面での取組とともに、ハード面での環境整備においても子育てに配慮した取組が求められます。

このため、子育て世帯に配慮した道路や公園の整備、使いやすい公共施設の整備等、安心して子育てができる生活環境を整え、子育てしやすい環境づくりを進めることが必要です。また、こうした取組は、定住促進にもつながる可能性を持っており、将来の人口減少に歯止めをかける第一歩ともなります。

(1) 安全な公共施設等の環境整備

誰でも安心して利用でき、子育てがしやすい施設の整備に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
道路環境の整備	歩行者の視点による歩道の段差解消や勾配の緩和等、バリアフリーに配慮した道路整備に努めます。
公共施設の整備	公共施設について、子ども用のトイレ、授乳室等、子育て支援に必要な施設の整備に努めます。
パーキングパーミット制度対象駐車場の充実	市内公共施設駐車場において、県が発行する「身障者用駐車場利用証」の交付を受けた障害者・高齢者・妊産婦が優先して駐車できるスペースの確保を図ります。

(2) 安心して遊び、生活ができる環境整備

親子や高齢者等が安心して利用できる公園を身近な場所に整備します。

事業名	事業内容と取組の方向
身近な公園の整備	遊具等の安全性を確保するため点検を実施し、適切な維持管理を行います。

(3) 環境美化の推進

環境に対する意識啓発を図るとともに、地域の環境を守る活動を促進します。

事業名	事業内容と取組の方向
環境学習施設見学会	小・中学生を対象とした環境施設等での環境学習や体験活動を通して、日常生活と密接に関係した様々な環境問題に主体的に取り組む人材の育成に資する普及啓発活動を行います。
環境ポスター・標語募集	小・中学生を対象に環境ポスター・標語を募集し、作品の制作を通して、環境保全に対する意識の高揚と市民による自発的な環境美化や省エネルギー、リサイクル、2010運動等の活動を推進します。
ふるさと出水クリーン作戦	市民総ぐるみでのクリーン作戦を行い、環境美化運動の輪を広げ、住み良いまちづくりを推進するとともに、親子で参加する清掃活動を通じて子どもたちの環境教育や情操教育の普及啓発を行います。
ごみの減量とリサイクルの推進	リデュース・リユース・リサイクル活動による廃棄物発生抑制に取り組み、ごみの減量や埋立処分による環境への影響を減らすとともに、限りある資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会）づくりに努めます。また、環境保全を図る目的で、リサイクル事業を実施した団体や家庭用ごみ処理機等の購入者に対し、報償金を交付します。
公用車の低公害車化推進	大気汚染負荷の削減及び環境保全意識啓発を図るため、市の公用車更新時に低公害車の導入を推進します。

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立の推進

女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援等の社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応できているとはいえません。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が依然として残っているのが現状です。

仕事と生活の両立を推進するために、市民の意識改革を図るとともに、両親がそろって育児に参加できる制度等の周知を行っていきます。

「仕事と生活の両立」の推進のための普及啓発

ア 仕事と生活の調和の実現のための環境づくり

男女の役割分担等に対する市民の意識改革に努めるとともに、仕事と生活を両立させるための制度等の周知に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
仕事と家庭等の両立についての理解を深めるための広報啓発	男女が共に家庭責任を担い、家庭生活と仕事や地域等その他の活動とが両立できるように男女の役割分担意識の解消や働き方の見直しのための広報啓発に努めます。
男性の家事参画促進のための意識啓発	男性の家事参加の促進を図るための意識啓発に努めます。

イ 仕事と子育ての両立のための環境づくり

妊娠期から両親が共に子育てについて協力し合えるように、体験学習会や仲間づくりのグループワーク等を開催し、意識啓発に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
家庭教育支援事業（再掲）	家庭が主体的に家庭教育に取り組む環境を醸成し、健やかな子どもの健全育成を図るため、保護者の多く集まる機会を捉えて、家庭教育・子育てに関する学習会・講演会を各学校で開催し、講師の派遣及び託児スタッフの配置を行います。
男性の家事参画促進のための意識啓発	広報活動等を通じて、男性の子育てへの参画の促進を図るための意識啓発に努めます。
「Peer Class」（ママ・パパ教室）（再掲）	精神的に安定した妊娠期が過ごせるよう仲間づくりのグループワークや育児に自信を持ってもらうために実技を入れた学習を両親で体験できる教室を開催します。

基本方針7 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、地域社会と関係機関等が連携して、安全・防犯体制の整備に取り組む必要があります。

交通安全の啓発活動を通して、子どもたちの交通安全意識を高めるとともに、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、交通事故や犯罪等の防止に取り組めます。

(1) 子どもの安全を確保するための活動

ア 交通安全教育の推進

交通安全フェアや交通安全運動等を通じて、子どもたちへ正しい交通ルールやマナーの習得を促します。

事業名	事業内容と取組の方向
交通安全運動の推進	春・秋の全国交通安全運動を通じて交通安全意識の普及啓発を図り、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けます。
交通安全フェアの実施	交通安全フェアへの参加を通じて、見て・触れて・体験してもらうことにより、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

イ 関係機関との連携強化

地域、警察、交通安全協会等の関係機関と連携して、交通事故の防止に取り組めます。

事業名	事業内容と取組の方向
出水市交通安全運動推進協議会の活動	交通安全を目的とする民間交通安全団体が行う交通安全に関する事業及び諸行事に対して積極的に協力をを行うとともに、必要な資料の提供等を行います。その他の民間団体等については、交通安全教育、広報活動等それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が積極的に行われるよう、全国交通安全運動等の機会を利用して働き掛けを行います。
水難事故・交通事故防止対策連絡会の開催	市の関係部署及び県、警察等と連携して、水難事故・交通事故防止対策について協議します。
地域ぐるみの安全対策の推進	スクールガードや自主防犯パトロール隊及び警察との連携を図り、学校の不審者対策や児童生徒の通学時の安全確保に努めます。

ウ 交通安全グッズの配布

小・中学生の交通安全意識の高揚・啓発を図るため、交通安全グッズの配布を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
小学1年生への交通安全帽子の配布	小学1年生に交通安全帽子を配布することにより、登下校時の交通事故防止及び防犯対策を推進します。
自転車通学する中学1年生への自転車用交通安全反射板の配布	自転車通学を行う中学1年生に自転車用交通安全反射板を配布することにより、登下校時の安全を確保するとともに、交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動

ア 青少年の非行防止

地域社会が一体となって青少年の非行防止に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
非行防止推進事業	様々な機会を通して携帯電話やインターネットの正しい使い方を指導し、非行防止の推進を図るとともに、街頭補導、白ポストの設置、長期休暇中の校外生活指導、地域パトロールを行います。
少年育成センター事業 (再掲)	携帯電話の使い方やインターネットのフィルタリングの促進等ネット犯罪等に対抗する手段の広報や少年育成センターによる補導活動の充実を図ります。
青少年環境浄化運動 (再掲)	少年育成センターによる街頭補導や地域の青少年育成推進協議会等の活動により有害図書等の追放に努めるとともに、少年いずみ(広報チラシ)を発行して非行防止の啓発を行います。

イ 安心・安全の環境づくり

防犯灯の設置や維持に係る費用を助成し、明るい社会環境づくりを推進します。また、防犯ブザーの配布を通じて、安心・安全な環境づくりを目指します。

事業名	事業内容と取組の方向
防犯灯の整備	犯罪や事故をなくし、明るい社会環境づくりを促進するとともに、防犯灯の設置を推進するため、設置費用や維持費用に対する助成を行います。
小学1年生への防犯ブザーの配布	登下校中の安全確保を図るため、小学1年生に防犯ブザーを配布します。

基本方針8 要保護児童への対応等、きめ細やかな取組の推進

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等を背景に、身体的虐待や育児放棄等の児童虐待により、保護を必要とする要保護児童が年々増加しています。

家庭児童相談室には、平成30年度は「家庭環境等」「親子関係」「虐待」「不登校」等、延べ1,256件の相談が寄せられています。

【家庭児童相談室への相談内容と件数】

年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性格・生活習慣	145	34	80	65
知能・言語	0	0	0	20
不登校	158	78	80	181
非行	18	29	3	7
虐待	268	311	257	206
親子関係等	244	374	306	231
家庭環境等	124	57	378	542
その他	165	61	72	4
合計	1,122	944	1,176	1,256

(1) 虐待防止対策の確立

深刻な社会問題となっている児童虐待について、子供の安全確保を最優先とし、関係機関が情報を共有して適切な連携の下で迅速・的確に対応するとともに、虐待の未然防止、早期発見できる体制を整備し、適切な支援を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
出水市安心サポートセンターの設置 【新規】	令和元年9月から、出水市安心サポートセンターを設置し、児童虐待、高齢者虐待、大人の引きこもり、生活困窮等の対応を一本化して、専門的・包括的に支援するとともに、児童虐待の専門職経験のある「安心サポートアドバイザー」や警察官経験者の「安全・安心まちづくり指導員」等を配置し、虐待案件やDV案件等の相談支援を行っており、引き続き支援体制の充実・強化に努めます。
要保護児童対策地域協議会の設置	要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会において要保護児童等に関する情報共有や支援内容に関する協議を行い、児童虐待の通報があった場合に迅速・的確な対応ができるよう取り組みます。

(2) 相談体制の充実

家庭相談員、婦人相談員、安心サポートアドバイザー等による児童虐待等に関する相談・支援等を行い、虐待の未然防止に努めます。また、児童虐待に関する広報・啓発を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
家庭相談員・ 婦人相談員等の配置	家庭相談員及び婦人相談員等を配置し、育児不安を抱える保護者やDV被害者等に対して、適切な助言・指導等を行い、虐待の未然防止に努めます。
広報及び意識啓発	児童虐待防止についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先等に関する広報・啓発に努めます。



基本方針9 家庭の状況に寄り添った支援事業の推進

ひとり親世帯や障がい児のいる家庭等、家庭の状況に寄り添った相談体制、経済的支援が必要となっています。

経済的な支援施策に加え、就労支援や保護者の負担軽減に向けた事業を行い、社会的に自立した生活を送ることができるよう支援していきます。

(1) ひとり親家庭等の自立支援

ア 自立支援への相談活動

ひとり親家庭等の自立を促進するために、相談体制及び就業支援体制を充実させます。

事業名	事業内容と取組の方向
母子・父子自立支援員の配置	母子・父子自立支援員（家庭児童相談員と兼任）を配置して、相談業務、就業支援のための情報提供等を行います。
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の母親等の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、教育訓練の受講費用の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の母親等が就職するための資格を取得する修業期間中に生活給付金を支給します。

イ 経済的支援施策

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するために、手当の支給や医療費の助成等を行います。

事業名	事業内容と取組方向
児童扶養手当の支給（再掲）	母子家庭、父子家庭等の経済的負担軽減のために手当を支給します。
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	母子家庭、父子家庭及び父母のいない家庭の児童と父又は母に対し医療費の一部負担金を助成します。

(2) 障がい児施策の充実

ア 療育を必要とする子どもへの支援及び保護者への支援

障害のある幼児、児童、生徒に対する正しい理解を深め、生活や交流の場を提供し、社会との交流を促進します。また、障害児通所支援事業所や障害児児童クラブの維持・支援により、保護者の負担軽減に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
障害児児童クラブ	養護学校に通う小学生から高校生に対して、障害児児童クラブ「児童クラブまなづる」において生活の場を提供します。
放課後等デイサービス	心身に障害のある就学児童を対象として、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
児童発達支援	心身に障害のある児童又はその保護者に対して、日常生活動作訓練や集団生活適応訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用、又は利用を予定している障がい児が、集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合に、指定事業所が保育所等を訪問して専門的な支援を行います。
正しい理解と認識、適切な就学の推進	児童生徒一人一人の実態に即した教育課程の編成と実施に努めます。障害のある幼児、児童、生徒に対する正しい理解を深め、適切な就学を推進します。

イ 保育所における障がい児等受け入れの推進

集団生活が可能な障がい児において、保育所での受け入れを促進します。

事業名	事業内容と取組の方向
障害児保育事業（再掲）	集団生活が可能である心身に障害を有する乳幼児の保育所等における受け入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施することにより、障がい児の福祉の向上を図ります。

ウ 特別支援教育の推進

障害のある幼児、児童、生徒の多様な教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
障害のある幼児、児童、生徒に対する支援体制の整備	障害のある幼児、児童、生徒に対する正しい理解を深め、関係機関と連携しながら適切な就学を推進するとともに、小中学校等に在籍する障害のある児童、生徒に対する指導・支援体制の整備に努めます。

エ 経済的支援策

障がい児のいる家庭に対し手当の支給や助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。

事業名	事業内容と取組の方向
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳の1～2級、療育手帳A1～A2及び身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1を所持する障がい児が支払った医療費の自己負担額（入院時の食費負担及び生活療養費負担は除く）を助成します。
障害児福祉手当の支給	精神又は身体に重度の障害があり、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に対し福祉手当を支給します。
日常生活用具、補装具の給付等	一定の障がいを有する障がい児に対して紙おむつや訓練椅子、ベッド等の日常生活用具や車椅子等の補装具を給付します。
障害者タクシー利用料助成制度	重度の心身障がい児が、外出のためにタクシー（市内のタクシー事業者で制度に協力してくれる事業者に限る）を利用する場合に、利用料金の一部を助成します。
障がい者通所支援事業利用者負担軽減事業	障がい児が児童福祉法の規定による障がい児通所支援を利用するときの利用者負担を軽減します（令和元年10月から、3歳から小学校就学前まで国による無償化制度が創設）。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	国が指定する小児慢性特定疾病医療費助成の対象となっている児童に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障害手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成します。
居宅訪問型児童発達支援事業	障害児通所支援を利用するための外出が著しく困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行います。
居宅重度心身障害児家族支援事業	重度心身障がい児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族に対し、利用に係る経費を助成します。
特別支援教育就学奨励費制度	特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校の必要経費の一部を援助します。

基本方針10 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、教育を受ける機会の均等を図り、保護者への就労支援と併せて子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

(1) 教育支援の充実

貧困により教育が不十分と思われる児童の実態に即した学習指導を行い、基礎学力の定着を図るとともに、「確かな学力」の育成を目指します。

事業名	事業内容と取組の方向
学力の実態把握及び学習指導の改善（再掲）	学力の実態把握に努め、学習指導の改善及び個別指導の充実に努めます。
個に応じた指導の充実（再掲）	個に応じた指導を徹底し、基礎学力の定着を図るとともに、「確かな学力」の育成を目指した授業を実践し、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育成します。

(2) 保護者に対する就労支援の充実

ひとり親家庭等の経済的な自立を促進するために、相談体制及び就業支援体制を充実させます。

事業名	事業内容と取組の方向
母子・父子自立支援員の配置（再掲）	母子・父子自立支援員（家庭相談員と兼任）を配置して、相談業務、就業支援のための情報提供等を行います。
自立支援教育訓練給付金支給事業（再掲）	ひとり親家庭の母親等の主体的な能力開発の取組を支援し、自立を促進するため、教育訓練の受講費用の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	ひとり親家庭の母親等が就職するための資格を取得する修業期間中に生活給付金を支給します。

(3) 経済的支援の充実

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給や医療費の一部負担金の助成を行います。また、新たに幼児教育・保育の無償化の取組を行います。

事業名	事業内容と取組の方向
児童手当の支給（再掲）	児童を養育している世帯に対して、子どもの数に応じて手当を支給することにより、家庭における養育を経済的に支援するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図ります。
児童扶養手当の支給（再掲）	母子家庭、父子家庭等の経済的負担軽減のために手当を支給します。
子ども医療費助成事業（再掲）	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、医療費の一部負担金を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	母子家庭、父子家庭及び父母のいない家庭の児童と父又は母に対し、医療費の一部負担金を助成します。
乳幼児医療給付事業（再掲）	経済的理由により、医療機関の受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児に対する県内医療機関での窓口負担をなくします。
ツルの里子宝お祝い金支給事業（再掲）	平成28年4月1日までに出生した第3子以降に対し、小学校就学時にお祝い金を支給します。
育児用品購入券交付事業（再掲）	子どもの出生時と1歳の誕生日に、出水市にこやか赤ちゃん応援券（育児用品購入券）を交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
保育料の軽減措置事業（再掲）	保護者が負担する保育料は、世帯の課税状況等に応じて決定しますが、市では国が定めた基準を上回る軽減措置を実施します。
鶴の恩返し奨学金貸与制度	優秀であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な者に対し、学費を無利息で貸与することにより、大学等への進学を支援します。
幼児教育・保育無償化の取組【新規】（再掲）	国の幼児教育・保育の無償化により対象となる子どもの保育料等の無料化、又は一部負担を行います。
子育てのための施設等利用給付事業【新規】（再掲）	預かり保育に係る給付については利用施設に直接給付することとし、その他の施設については月ごとにまとめて市に請求ができるようにすることで利用者の負担の軽減に努めます。また、県と情報の提供・共有に努め、事業の適正執行・管理を行います。
就学援助制度	児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対し、学校の必要経費の一部を援助します。

(4) 子ども食堂に対する支援の充実

鹿児島県が実施する「子ども食堂みんなで応援プロジェクト」の趣旨を踏まえ、関係機関と連携して子ども食堂の課題に対応した支援を行います。

基本方針 1 1 子育て情報の提供

安心して子育てを行うために必要な様々なサービス等に関する情報を発信し、利用を促進します。広報媒体として、冊子やホームページ等のほか、スマートフォン等も活用し、より多くの市民へ情報提供を行います。

子育て支援に関する情報提供

様々な情報提供の手段を用いて、子育て情報の発信に努めます。

事業名	事業内容と取組の方向
子育て情報冊子の配布	子育て情報冊子を作成して配布するとともに、市の関係施設にも冊子を常備し、誰でも自由に利用することができるようにします。
スマートフォン等を利用した子育て支援システムの構築	市のホームページ等により、子育て支援全般に関する情報や子育て支援センター情報（保育園等施設、サークル、行事、イベント等）を掲載します。また、子育て世代の保護者等が必要とする子育て支援情報をアプリケーションで提供します。
子ども・子育て支援事業計画の公表	広報いずみ及び市のホームページに子ども・子育て支援事業計画の概要を掲載します。

第6章 計画の推進及び進行管理

第1節 計画の推進

施策の推進に当たっては、市民、地域、行政等が子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携を図りながら子育て支援に関する取組を行うことにより、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するため、出水市子ども・子育て会議において、毎年度計画に基づく取組の達成状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図るといったPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による進行管理を行います。

なお、当初の計画に対して、量の見込みや確保方策等に大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として計画の見直しを検討します。この場合において、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間までとします。



出水市子ども・子育て会議規則

平成30年3月23日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び出水市附属機関の設置に関する条例(平成30年出水市条例第11号)の規定に基づき置く出水市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(子ども・子育て会議の委員)

第2条 子ども・子育て会議の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(子ども・子育て会議の招集の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が子ども・子育て会議を招集する。

出水市子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属等	職名等	氏名
学識経験者 子ども・子育て支援に関する	出水郡医師会	業務執行理事	永松省三
	出水市教育委員会	教育委員	桐野貴広
	健康増進課	保健推進員	八木かつみ
	出水市民生委員児童委員協議会連合会	主任児童委員	笠置信行
	出水保健所	保健係長	松田優子
事業の従事者 子ども・子育て支援に関する	鹿児島県私立幼稚園協会西薩支部出水市会員	認定こども園聖母幼稚園長	泉睦洋
	出水市保育所連絡会	太陽の子鹿島子ども園長	隈崎哲也
	出水市校長協会	出水市校長協会副会長	池浦也寸志
	出水市社会福祉協議会	児童クラブ支援員	瀬戸口貴久子
	子育て支援センター	ハートフル利用者	古城聡美
	出水市社会福祉協議会	子育てボランティア 子育てサロンスマイル	西鶴理恵
必要と認める者 その他市長が	保育園保護者	しもずる保育園保護者会長	村野恵理
	幼稚園保護者	紫翠幼稚園保護者会役員	楠元理映子
	出水市PTA連絡協議会	理事(出水養護学校PTA会長)	南鶴洋志
	在宅で就学前の子供を育てている保護者	公募	山下真実

鹿児島県出水市保健福祉部こども課

〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号

電話 (0996) 63-2111

FAX (0996) 63-0680